

で目下之が轉移の途中にあるのである。

物資統制の結果軍需産業は殷盛を極むるに反し所謂平和産業は萎縮し、又不急の方面に對する原料材料の配給を控制する結果多くの離職者を生ずるは已むを得ないと言ひながら、國策の犠牲となつたもので氣の毒に堪へない。此等の者に對しては國家として轉業斡旋、救済等凡ゆる手段を講じてゐるが、陸軍としても轉業の斡旋、發註の普遍化等爲し得る限り救済の方法を講じて居るのである。

三 一般大衆に及ぼす影響は輕微なり

強度の消費節約強制の結果困るのは業者就中小業者であつて消費者たる一般大衆は殆ど不便を感じて居ない狀況である。事變後一年餘、國家財政の見地より政府は頻りに消費節約を強調して居るにも拘らず購買力旺盛な國民には之が勵行せられなかつたので今日迄は何等不自由を感じてゐなかつたのみならず、統制強化後の今後と雖も浪費が出来ないので生活には少しも差支ないのである。即ち國民の衣食住の狀況を検討して見るに先づ衣は純綿、純毛の衣服は今後作られるのは少くなるであらうが國內在庫品はまだ澤山あるので心配なく「ス・フ」入りのものなら不

自由なく買ふ事が出来、よし品不足の爲此等が買へないとしても各家庭共死蔵被服が澤山あるので之を使用し、古いのを我慢し修理しつゝ大切に使用すれば、特種の家を除き普通の家庭では優に二、三年位は衣服を新調せず済むものと思ふ。

次に食に就て述べれば我が國は瑞穂の國で神代の昔より食料に恵まれ、人口は激増するも今日迄主食たる米、麥に困つた事なく、今日では寧ろ生産過剩になることを心配してゐるやうな狀況で誠に勿體ない話である。今後とても外地及滿洲を加ふれば主食には全く心配なきを斷言し得るのである。又副食物たる魚は到る處豊富にあるので國民體位の保持には毫も支障はない。宜なるかな、聖戰一年餘、他の軍需物資不足して價格が騰貴したのにも拘らず食料品のみは供給不足、物價騰貴等のことなく、安心して腹一杯食べて居るのである。

牛肉は若干不足して居るが此等は少し節する事に依り充分調整が取れるのである。其の他の食料品を云々するのは贅澤と言ふべきである。

次に住であるが大建築及鐵材の使用こそ禁ぜられて居るが小さな木造の建築は自由であるから此の際問題とするに足らぬ。

右のやうに衣食住に恵まれて居る國民幸福なものはない。日本は今未曾有の大戦争をして居りながら一般國民が戦時気分になり切つて居ないのは餘りに恵まれ過ぎて居るからだ。此の點寧ろ害になる程恵まれてゐるのである。東京市中を歩いて見ると戦時気分はなく人々は華美な服装をしてのんびりして歩いて居る。又何處の食堂に行つても金さへ出せばどんな御馳走でも食べられる。私共は國民が非常時意識に乏しいことを憤慨して居るのであるが、角度を變て見ればそれほど國民が困つて居ない證據で國力の偉大な事を物語つて居るのである。

消費階級は右の通りであるが不急産業従業者にして働くに職がなく困つて居る者も少くない。之を抛つて置けば由々しい社會問題となるが政府さへ腹を決めて救済策を講ずれば解決する事である。

之を歐洲大戰に於ける交戦列強の食ふに食なく、着るに衣なくて切符を以て漸く配給を受けてゐたのに比すれば金屬類、皮革類等の節約は誠に易々たるものであつて、物資不足に困る等は取つて言へない筈である。況や日本は勝戦である。敗戦に敗戦を重ね、而も日本より以上物資不足に苦んでゐる支那に比べれば今日の物資統制は何でもない事である。寧ろもつとく不急不要

の需要を節約して軍需品製造や生産力擴充に使用すべきであり、かくすることにより日本の經濟戦力を益々充實して蔣政権の潰滅を急速ならしむるのみならず、他方に對する無言の威壓ともなるのである。國民は何等危惧する事なく政府を信頼し、瑞穂の國の幸福を感謝しつゝ時局突破に邁進すべきである。

只此處に注意を要するのは失業等を利用する思想的策動である。

即ち目下假面を裁つて居る國內非國家主義者或は反軍主義者の暗躍或は合法的間接に軍民離間等が行はれて居るので此等に對しては十分警戒し、未然に之を防遏する事に努むると共に之を抑壓することを忘れてはならぬのである。

四 我が經濟戦力は向上しあり

國民中日本は對支戦に於て經濟戦力を低下しつゝあるのではないかと心配してゐる者があるかも知れないが決して左様な事はなく帝國の經濟力戦は向上の一途を辿つて居るのである。即ち工場生産額に例を持つて見るに別表の如く事變以來上昇の狀況を示して居るのを見ても判るのである。又占領地域の擴大に伴ひ鐵礦、石炭、棉花、羊毛、鹽、麻類の不足國防重要資源の獲得が容

易となり逐次第三國よりの輸入を減少し得ることは國際收支上多大の利益と言はねばならぬ。

結 言

之を要するに帝國の物資統制は開闢以來最初の試みであるのと、現在迄餘りに自由であつた爲一般國民は相當の衝擊を受け特に爲替管理の強化、不要不急の消費の徹底的節約、日銀正貨準備金の現送、平和産業關係の失業者の狀態等を觀て識者の中にも帝國が經濟的破綻に瀕しつゝあるかの如く憂慮して居る向も尠くない様であるが金の現送は輸出振興の爲所謂「誘ひ水」として敢行されたのであり、假に「誘ひ水」とならないとしても生産力擴充の爲輸入せらるゝ機械類は現送する金額以上になつて居るから金の代りに生産設備を持つことになる。又戰時に平和産業關係の失業者が出るのは寔に氣の毒であるが之は戰時經濟の「イロハ」であつて當然來るべきものが來たまで眞に已むを得ない犠牲であることを考ふれば悲觀する必要はない。之を歐洲大戰の參戰列強の統制に比すれば其の度は遙かに輕易であつて國民の受ける苦痛の程度は比較にならな

い程輕微である。

一方に於て東亞再建の爲未曾有の大規模の作戰を爲しつゝ他方に於て第三國の策動を未然に抑壓しつゝある帝國としては國家經濟力を最も有効に使用し且將來發展の素地を作る爲統制は寧ろ尙一段と強化せられなければならぬのであるが第一線將兵の絶大なる勞苦に比較すれば何でもな

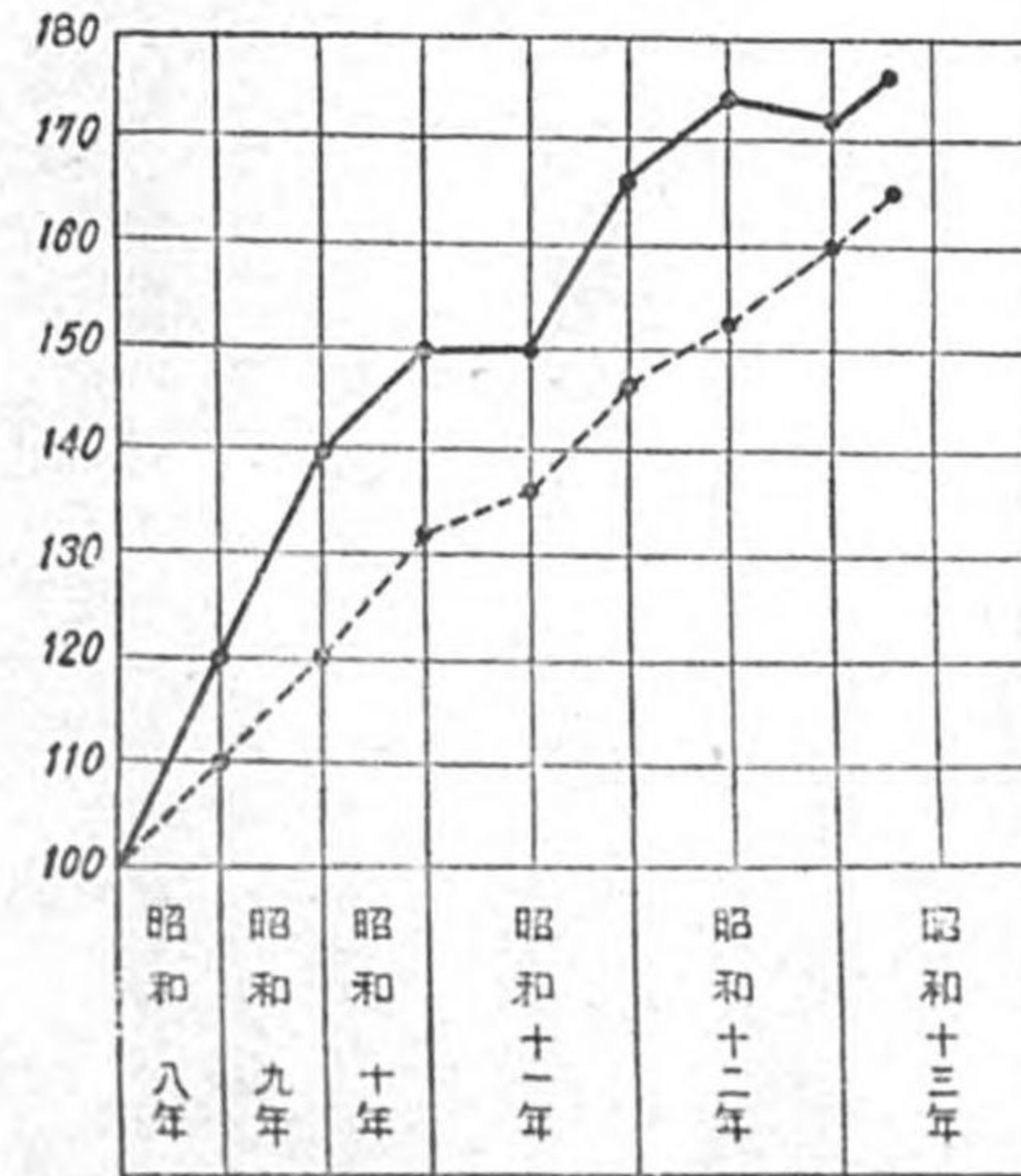
いことである。

今回の物資統制強化は躍進途上に在る帝國の一大試練に外ならぬのであるが既述の如く一般國民大衆には大なる影響なく、只一部業者及勞務者が悲境に立つのみである。併し之に對しては國家が萬全の對策を講じて居るので心配は要らない。而も之が徹底的強行に依り我が經濟力戦著しく向上し、以て事變終想を速かならしむるのみならず、第三國の野心を未然に抑ふることが出來て國力は一段と飛躍するのである。故に國民は政府を信頼して各々其の業に精勵し、第一線將兵は國內のことは毫も心配することなく、明朗なる氣分を以て安心して十分活躍して戴きたるのである。

長期戦に對する國民の覺悟

——— 製造工業指數
 - - - - 鑛業指數

昭和十三年ハ四月ノ統計ヲ示ス
 本表ニハ官業ヲ含マサルヲ以テ之ヲ合
 算スレハ事變以來ノ製造工業指數ハ尙
 上昇ス
 國防重要産業ノミヲ採レバ事變以後ハ
 遙ニ急角度ノ上昇ヲ示ス管



工鑛業生産量指數一覽表

物資統制の眞目的に就て

一 緒 言

支那事變勃發以來過去八ヶ月に亘り、帝國は膺懲の師を進めて赫々の威武を揮ひ、遂に首都南京をも攻略して、抗日支那に對し徹底的の打撃を與ふると共に、一方國民政府の反省を促したたのであるが、彼は遂に我が眞意を解するに至らざるのみならず、人道の公敵たる共産分子を要路に用ひて蘇聯邦と親しみ、更に英國其他列強の干渉乃至は援助を頼んで飽くまでも長期抗戰の自棄的態度に出でつゝある。

茲に於て帝國政府は、爾後國民政府を對手とせず、眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し、之と兩國國交を調整して更生支那の建設に協力せんとするものなることを中外に闡明すると共に、愈々長期戰に對處する本格的の持久態勢を整ふることとなつた。

従つて徒らに長期抗戰を呼號して民生の窮迫を顧みず、赤化の魔手に騷弄されつゝ東亞全局の和平を攪亂しつゝある暴戾政權に對しては、飽くまでも膺懲の手段を盡し、徹底的に之が潰滅を

長期戰に對する國民の覺悟

一八七

期すると共に、一方之に伴つて愈々加重し來るべき難局に對しては適確の認識を以て萬違算なき
 對策を講じ、以て東亞永遠の平和確立に向つて堅忍持久舉國一致の邁進を續けねばならぬ。
 事態悪化して遂に茲に至れるは寔に遺憾のことであるが、是に本事變が本來長期戦に移行す
 べき必然の素因を内包しあればこそ、今日我が國があらゆる努力を致せるに拘らず遂に來るべき
 所へ來たものと謂はねばならぬ。

惟ふに本事變はその由來するところ遠く、實に支那十數年來の極端なる抗日政策と、その背後
 にあつて之を助長支援する關係にありし歐米列強の動向竝に國際共產黨の策動等に因由するもの
 なることは既に屢々説かれて來たところであるが、更に東亞全局に亘る今日の事態は遠く日清、
 日露兩役の頃より連續して逐次醗酵せられて來たもので、而もその間世界列強の勢力と利害とが
 錯綜拮抗せる情勢下に、支那は巧みに以夷制夷の政策を用ゐて當面を糊塗しつゝ今日に及んだの
 である。

斯かる深刻複雑なる事情の下に勃發した支那事變は、素より一朝一夕に解決し、或は單に軍事
 的勝利のみを以て終局に至るべき性質のものではなく、必ずや東亞を繞る國際全般の關係より、
 國家百年の大計に基いて永久的に對處せねばならぬ回天の大業であつて、遠くは日清、日露の兩
 戰役、近くは滿洲事變をも包括しての總決算を爲すべき重大時機であり、東亞は勿論のこと延ひ
 ては全世界を國際正義、共存共榮の正道に復歸せしむべき一大轉機とも謂ふべきである。
 斯くて東亞和平に對し、帝國の責任と使命とは愈々重大を加へ、躍進途上にある帝國が當然克
 服すべき難局も益々増加し、支那事變は茲に日支兩國抗爭の域を脱して深刻廣汎なる世界的意義
 を有つ第二の段階に入つたのである。

従つて帝國は、事變の將來に對し、單に武力戦を以て之に對するのみならず、之を中心として
 政治、經濟、思想、外交等の各部門に亘り眞に國家總力戦たるの實を發揮し得る如く、國家の總
 力就中國防力の急速なる培養整備を促進し、而も諸事悉く戰爭激烈の間に處する熱意と速度とを
 以て革新的措置を必須とするのである。

今や日露戰役第三十三回の陸軍記念日を迎ふるに當り、過去の諸戰役に於ける先人の偉業と苦
 難とを想へば、帝國が今日東亞の安定勢力として一層大なる發展途上に於ける試練と、且又回天
 の聖業の前途に横たはる難關とに直面せることも敢て憂ふるに足らず、寧ろ聖代に生くるものゝ

光榮として一層勇奮すべきである。

顧みるに日露戦役は日本が東洋の平和と帝國の安全とを確保する爲に、横暴極まりなき露國に對し、國運を賭して當つた乾坤一擲の聖戰であつて、當時の國情よりして、此の大戦に對する國内朝野を擧げての決意は極めて悲壯痛烈なるものがあり、その舉國一致、必死奮戰の意氣は正に今日の事態に於て我等の以て範とすべきところである。

明治三十八年十月二十四日、當時の滿洲軍總司令官大山元帥の下した訓示は、實に三十三年後の今日の事態を豫言し、單に當時のみならず、現在及將來に對しても不朽の教訓を垂れられたるものと謂ふべきである。

「惟フニ極東ニ發生スベキ事件ノ將來益々深ク列國ノ注視スル所トナルベシ、此間ニ處シテ本戰役ヨリ得タル戰勝ノ光輝ヲ失墜セズ更ニ國威ヲ發揚シ國力ヲ増進センニハ勞ヒ帝國軍ノ整備ト充實ヲ必要トスベク、此ニ於テカ吾人ノ任務ハ一層ノ重キヲ加フルモノト云フベシ」乃ちこゝに日露戦役の當時を偲びつゝ長期戦の第二段階に移れる事變の實情と意義とを明かにして、以て國民の覺悟に資せんとするものである。

二 日露戦役當時を偲ぶ

時は正に三月十日、第三十三回の陸軍記念日を迎へることになつたが、此の日は過ぐる日露戦役に於て、我が軍が奉天會戦に大勝利を得、露軍の死命を制して戰爭を終局に導き、我が國の威武を中外に發揚した意義深き日である。今その記念日に當り當年を追憶して轉た感慨深きものがあるばかりでなく、殊に極東の事態悪化して日支の衝突となり、その規模に於ても日露戦役に勝る一大戰爭の事實を展開しつゝあるの際、當時に學ぶべきもの特に大なるものがある。

露國は遠き以前より極東侵略の野望を以て西伯利亞、滿洲の方面にその魔手を伸ばしてゐたが、日清戦役の直後、他國を誘つて所謂三國干渉を行ひ、遼東半島の還付を要求して來た。

當時清國を討つことすら重荷であつた帝國としては、此の強大なる三國の威嚇を受けては遂に理不盡なる要求と雖も之を容るゝの外なく、涙をふるつて遼東還付の詔勅を拜したのであつた。然るに露國はその忠言の舌の根も乾かざる中に、傍若無人にも自ら滿洲占領に著手するに至り、

明治二十九年には露清協定を締結して東清鐵道の敷設權を得、同三十年には旅順、大連を租借して旅順に堅固なる要塞を築き、更に北清事變を好機として滿洲の軍事占領を敢行し、總ては朝鮮をも併呑せんとする形勢を示して來た。

帝國はこの間隱忍を重ね、所謂臥薪嘗膽の思ひを抱いて只管事を平和的に解決せんことを努めたのであるが、世界に誇る強大なる武力を有する露國は頑として我が要求を容れざるのみならず、愈々その態度を露骨にし、帝國に對し屈服をすら追つて來た。

この儘之を放置するに於ては、東洋平和は固より帝國自體の安全をも保ち難くなるので、遂に敢然として國運を賭して戦ふに至つたのである。

然るに當時露國は我に對し面積に於て五十倍、人口に於て三倍、兵力は五倍を有し、世界最強の陸軍國として我が國力とは格段の相違があり、従つて之と戦ふに至つた我が國は、朝野を擧げて如何に悲壯なる覺悟に燃えてゐたかは、今思ふだに涙ぐまじきものがある。

愈々開戦の廟議が決定した後、時の樞密院議長伊藤博文公が桂首相に向ひ果して勝味があるかと問うたのに對し、桂首相の答は「勝味はない、唯大和魂で戦ふだけだ」といふのであつた。さ

れば伊藤公は其の後左の如き悲壯な決意を漏らしたといふ。

「今度の戦は實に陸海軍でも我等でも、成功の見込はついてゐない。併し日露の形勢眞にやむを得ず我が國は國運を賭して戦を始めねばならぬ。あの強大な露西亞の大軍が朝鮮に侵入すれば、總て朝鮮は掠奪されて了ふであらう。それで陸軍では朝鮮で之を防ぎ止める戦略でゐるけれども、之とて成功の見込十分とは申されぬ。我が海軍とても、敵海軍と雌雄を決して或は皆沈没するかも知れぬ。誰も勝算確かなりとは云ひ得ない。

そこで萬一にも我が軍が朝鮮で破れ、露軍が侵入して來たときは及ばずながらこの博文も、昔の北條時宗の故事に倣うて自ら武器を取り、身を卒伍の中に投じ、自分の家内も時宗の妻女に見習はして兵食の炊爨にあたらせ、夫婦共々九州なり山陰道なりに出かけ、残つた國民と共に海岸を守り、一歩たりとも露兵を日本の土地に上らせない決心である」と。

以て當時の國情とその意氣の程を察することが出来る。

今日出征兵の歡送の際専ら歌はれてゐる「天に代りて不義を撃つ、忠勇無双の我が兵は、歡呼の聲に送られて、今ぞ出て立つ父母の國、勝たずば生きて歸らじと、誓ふ心の勇ましさ」といふ

悲壯なる軍歌は實に日露戦役の當時に作られ、盛んに歌はれたものであつた。

「夫れ大和民族の兵進んでスラブ種族と戦ふ、これ空前の壯舉にして曠古の盛事なり、世界各國皆耳を敬て、視聽す、一舉一動苟くもすべからず」とは出征第一陣を承つた黒木第一軍司令官の進發に先つて下した訓示の一節である。

又遼陽の激戦に某後備歩兵聯隊の命令中には左の如き悲壯なる文句も見られた。

「第一代の聯隊長は戦死し、第二代の聯隊長は負傷し、第三代の聯隊長亦戦死せり、聯隊は三聯隊長の爲に弔ひ合戦を執行せんとす。仍て聯隊は何時何分、某地附近に在る軍旗の下に集合すべし」と。

斯くして不撓不屈斃れて猶已まざるの精神と意氣とは全軍將兵の中に漲り、到る所に皇軍の精華を發揮して克く兵力の劣勢を補ひ、裝備の不良を償ひ、以て速戦速勝の榮譽を贏ち得たのであつた。

此の皇軍將兵の燃ゆるが如き獻身の意氣に伴ひ、民間の志士亦奮起して、横川省三、沖田介等の如き活躍を爲すものもあり、又銃後に於ては「一太郎やーい」の母を生み、上下貴賤を問はず、

眞に舉國一致の熱誠を披瀝し、或は國防獻金に、或は恤兵金品に遺憾なき銃後の後援を盡し、以て第一線將兵を鼓舞激勵すると共に遂に曠古の大勝を博するに至らしめたのである。

此の戦勝の結果、帝國は俄かに世界の八大強國の一に列し、今日の隆運の基礎をなすと共に、一方外部よりする不當なる侵略に對し、亞細亞開放の第一歩を踏出し、最早や東亞に於ては日本を除外しては何事をもなし得ざるまでの地位を獲得したのであつた。

然るに其の後世界大戦後に於ける國際情勢の變轉に伴ひ、東亞の事態も亦複雑多岐を極め、帝國が直面せる事變も度を重ねるに至り、今や我が十萬の生命を失ひ尊き血を以て築められた滿洲には盟邦滿洲國が生まれ、帝國と不可分一體の肉身關係にあつて、日夜その建設と發展とに精進しつゝあるが、滿洲事變を契機として帝國の國際的立場は愈々重大となり、遂に今次事變勃發の動機をも導き、更に之を長期戦にまで進展せしむるに至つたのである。

帝國現時の國力は其の後の隆々たる進展に伴ひ、日露戦役當時とは其の面目を一新せる状態にあり、而も今次事變に於ける我が當面の敵は比較的劣弱なる支那軍なるを以て、其の作戰規模の甚大なるに拘らず、國民の意氣と緊張の度に於て比較的餘裕あるを思はしむるものがないでもない。

いが、東亞今日の事態を眞に觀察すれば、決して日露戦役當時に勝るとも劣ることなく、帝國の前途には空前の重大なる情勢が近く控へてゐることを痛感せざるを得ない。

國民は須らく表面の現象的事態のみならず、其の奥に潜在する時局の真相を認識して、以て日露戦役當時の意氣に大いに學ぶところがなければならぬ。

三 時局認識の急務

前途多難なる長期戦に對する國民不撓の覺悟は、敢て他より教へられ又は強ひられるまでもなく、苟も今日の時局を適確に認識する時は、何人も自ら胸底深くより發し來るところでなければならぬ。

抑々帝國四圍の新情勢は過去數十年來の歴史的结果であるが、其の間全世界に關聯する國際的意義を有するところに愈々複雑重大性があるのである。

然るに世界の情勢を大觀するに、歐洲大戰後の創痍未だ癒えざる世界は、新たなる秩序への胎動

を生じて、或は思想的の對立となり、或は現状維持と現状打破力の抗争となり、列強は各々其の主義傾向の如何に拘らず何れも強力なる國家形態を整へ、軍備を増強して自國の防衛と勢力の擴大とに努め、恰も世界大動亂の前夜を思はせるが如き一觸即發の危機をすら孕んでゐる。

唯物個人主義的思想の行詰るところ、或は過激なる共產主義の跋扈となり、或は飽くなき資本主義的侵略となり、或は其の間縫かに道義立國の曙光に目覺むる等、混沌として歸一する所を知らざる状態である。

日本はかゝる世界的混沌の中に終始一貫正を踏んで過たず、毅然として其の高邁なる使命に邁進し、又敢然として戦ひ通して來たのである。此の世界的抗争禍亂の原因は必然に極東にも波及し、今や東亞を繞る情勢は、歐洲の實情にも増して險惡なるものがあり、支那事變は實にかゝる國際的禍根の上に期せずして爆發したのである。

顧るに世界列強の極東侵略の歴史は既に久しく、過ぐる日清戦役に於ては、帝國が大勝を博し、漸く世界に認められるに至つたのであるが、其の反面に於ては支那の弱體を全世界に暴露する結果となり、爾來支那に對する赤化並に功利的侵略を愈々恣にせしむるに至つたのである。

日露戦役は専ら露西亞に對して侵略の魔手を挫き延いては列強の東亞侵略に至大の警告を與へ、同時に帝國の地位を飛躍的に向上せしめたことは前述の通りであるが、歐洲大戰後に於ける列強の東亞に對する動向は茲に新たな影響を齎し、かの放漫なる自由民主主義思想は我が國內上下を風靡するに至り、ワシントン條約、九箇國條約等は帝國をして不利なる立場に陥らしめ、而も其の間支那の歐米依存による國權回復の運動並に排日、抗日を助長して、極東の事態を複雑困難ならしむると共に、帝國の勢力を抑壓減退せしめむとする企圖すらあるものゝ如く、其の間の事情は今大變に於ても亦極めて露骨に表現せられつゝあるのである。

就中ソ聯邦の極東に對する策動、特に事變の背後に於ける活躍等は世上周知の事實であるが、彼が夙に外蒙、新疆を其の手に收め、赤化の魔手を支那、滿洲に伸べ、且滿ソ國境附近に甚大なる兵力を集中して露骨なる挑戰的態度を示せるは、其の大規模なる極東建設の遂行、交通網の増設、抗日人民戦線結成の指令と相俟つて、東亞和平の將來に大なる障礙を形成せるものと謂はねばならぬ。而も彼は今や日支の衝突を幸ひとして極力支那を支援しつゝ之を長期に導き、以て日本をして疲弊困憊せしめんと企圖しあるものと思はれる。

斯くの如く、事變は遠く日清日露戦役當時よりの歴史的並に國際的意義を有するところに容易ならざる困難の横たはれることを知ると共に此等障礙の排除には更に大なる努力を傾倒せねばならぬのである。

惟へば、建國二千六百年の長き歴史の間、今日程帝國が偉大なる聖業に積極的に乗り出したことは未だ嘗てなかりしところであるが、此の聖代の隆運に會ひ、飽くまでも正を養ひ軍を重ね、益々大御後威を宇内に顯揚するを得るは我等何の幸ぞと感謝すると共に、愈々勇奮自勵以て皇謨翼贊の誠を致さねばならぬ。

四 長期戦の意義と其の性質

皇軍の目覚しき活躍により、過去八ヶ月に於ける成果は眞に絶大なるものがあつた。此の間支那軍は當初の自負にも似ず、到る所に惨敗を續け、其の死傷は數十萬に達し、空軍亦多大の損害を受け、今や著しく其の戦闘力を減殺したる状態にあり、而も首都南京を逐はれた國民政府は、

遠く重慶、漢口、長沙等の奥地に分散逃避して充分に其の機能を發揮し得ざるのみならず、政府内部には秘かに和平を望んで暗躍するものあり、或は共產黨の策動と之に對する勢力争ひ等ありて次第に内部的分裂又は崩壞の兆を見せ、又經濟的には近代産業機關の大部が破壊せられ、而も海關其の他の減收により財政は頗る不健全となり、其の窮乏の狀は察するに餘りある。

従つて今や其の主力軍を以て我れと正面衝突の上雄雌を決するが如きは殆ど不可能の狀態となり、今後は専ら歐米列強の援助に頼つて其の頽勢を挽回しつゝ緩慢不規なる抵抗によつて長期戦を策し、我が國の疲弊困憊と之に伴ふ内部的對立混亂等を待つて最後の勝利を得んとする魂膽の様である。されば嘗ては國防會議の席上「和すれば必ず亂れ、戦へば必ず敗る」とて悲嘆に暮れたと稱せられる蔣介石も、今は「長期抵抗は終に勝利に歸す」と宣傳豪語しつゝ飽くまでも抗戦の妄動に狂奔しつゝある。

國民政府が斯くまでも頑強執拗に抵抗を決意せるは、全く日本の眞意を解せざる憐むべき蒙昧に基づくもので、彼は日本を以て横暴なる侵略者と見做し抗日戦は一に支那獨立權の擁護と國際正義の爲に外ならずとなして居る。

右は全く過去の功利的侵略主義の幻影に怖え、自ら妄想を描いて戦慄せるものといふべく、而も其の間彼は近來の思想的經濟的侵略の魔手は極めて巧妙に偽裝して其の内部に深く侵入蠶食しつゝある事實を全く知らざるやの觀がある。

此の迷妄を打破し、眞に覺醒を促して正道に復歸せしむるところに今次變の意義があり、且日本の本の重大なる使命があるのであるが、支那の實情と立場とは之を覺醒に導くに極めて困難なるものがある。

何となれば今日迄の戦果によりて、北支並に江南地區一帯は我が軍に攻略せられたのであるが、此等は支那全土よりすれば僅かに一局部に過ぎず、猶支那は我れに十數倍する廣大なる國土と且又多數の國民とを擁して其の餘命を維持するには極めて根強き底力を有し、而も彼は近代國家としての態様と、核心的要地とを有せざる等の關係上、其の受けたる打撃の甚大なるに拘らず、痛痒を感ずること比較的薄きやの感すらあるからである。首都南京が陥落するに及んでも尙依然として長期戦を策し得るのものが爲である。

而も此の間極東に重大なる關係を有つ列國中には、或は武器、彈藥其の他の物資を供給し、或

は軍事其の他の指導者等を派して支那を援け、之によつて自らの地歩を保たんと欲し、又は日支の抗争を長期に導きて我が國力の疲弊を策し、以て興隆日本を抑壓せんとする企圖すらなきにあらざるを思はしめる。

従つて事變は自ら長期に亘るべき必然性を有し、我が國の前途には幾多の難關が横たはり、事變の推移は眞に容易ならざるものがあるのを思はざるを得ない。即ち國際情勢は頗る複雑微妙なるのみならず、各國權益の甚しく錯綜せる彼の地に於て、健全なる新政權の建設發展に協力すると共に、一面長期に亘る覺悟を以て、飽くまでも其の目的を達成する如く努めねばならぬ。

古來人類は戰爭に懲りては平和に憧れ、幾度か平和會議、國際聯盟、不戰條約、軍縮會議等美はしき名の下に諸々の計畫を樹て、は禍亂を防止することに努めて來たのであるが、此等人類の切實なる念願に基づく協定も、其の根源に横たはる、幾多の事情や因縁を無視して、徒らに外面的秩序を整へ一時の妥協的存在に終れる結果、多くは常に失敗に歸した歴史を繰返してゐる。滿洲事變に當り正義に立脚する日本が、衷心世界の平和を念願しつゝ敢然として國際聯盟を脱退したのも全く之が爲であつた。

事態かくなれる以上、徒らに事變の急速なる終結を欲するの餘り、時局に對する認識を缺き、中途半端なる和平に焦慮して根本的解決の道を誤るが如きことなく、確乎不動の決意を以て之が萬般の對策を講じ、以て長期戦に備ふる爲に本腰を据ゑてかゝらねばならぬ。

五 長期戦の目的と其の對策

事變第二期に入れる長期戦の目的は、單なる武力的膺懲ではなく、又國民政府に今更反省を求めんと欲するものでもない。

長期戦そのものが既に單なる武力戦の範圍を脱して、思想、經濟、政治、外交等の各部門に亘る國家總力戦の形態をとり、持久的なるを以て、其の期する所も亦當面一時のものではなく、必ずや高遠なる理想に基づく根本永久的のものでなければならぬ。

凡そ皇軍の動くは必ず 天皇の大御心によるもので、苟も侵略的野望等に基づくことは絶対になく、常に天に代りて不義を討つ破邪顯正の大聖戦であり、神武の御威徳の發現である。故に其

の目的とするところは建國以來一貫して、正義の擁護であり平和の建設以外の何ものでもない。今次事變は、言ふまでもなく、多年に亘る支那爲政者の迷蒙と、功利的乃至破壊的侵略の魔手に基づくもので、東亞の事態は茲に根本的革新と救済との爲に必然に爆發すべき運命に置かれてゐるのである。従つて事變は一時悲しむべき現象を呈すと雖も、之によつて鬱積する過誤と邪惡とを一掃し、日支間の局面を根本的に轉換するを得ば、東亞の平和は期して待つべく、斯くして速かに東亞の道義的文化を建設することが今次事變に於ける出兵の眞意であり、同時に今後に於ける長期對戦の直接の目的でもある。

事變以來我が政府累次の聲明にも明かなる如く、帝國は絶対に領土的野心等を有することなく、飽くまでも公明正大に堂々の陣を進め、今や反省することなき暴戻政権は之を時局拾收の對手とする事なく、今後は帝國と眞に提携するに足る新興支那政権の成立發展を期待して之を兩國の國交を調整し、更生新支那の建設に協力する決意を固め、之を以て帝國の理想とする日支提携による東亞の安定を得んと欲するものである。

叙上の目的を達成する爲め、帝國の長期對策は物心兩方面に亘り、國家總動員態勢の完成を圖

り、之に必要な諸般の施策を實現し、以て武力戦に伴つて、思想戦、經濟戦、政治戦、外交戦等の総合的威力を發揮し、一はなるべく速かに事變を終局に導くと共に、一は次に來るべき重大なる事態に備へ、以て東亞永遠の平和に向つて磐石不動の基礎を確立せねばならぬ。

今其の各部門に亘り之を概説すれば次の如くである。

一 武力對策

武力戦は常に國家總力戦の中核を成すもので、長期持久戦の爲には特に精銳なる軍備を不斷に充實すると共に、之が支援たる國力を増強し、不撓不屈の壓力を加ふるを肝要とする。

武力戦の準備不完全なる時は、他の戦法も亦その推進の力を失ひ、事變解決を困難ならしむるのみならず、將來に對し直ちに危険に瀕するに至るのである。

支那事變勃發の直接原因は、我が武力並に國力に對する誤認より支那が之を輕侮するに至りし結果によることは既に周知のことである。幸にして我が實力は支那の比にあらざるを以て、よく之を制して赫々の威武を揮ひたるも、一度目を轉じて歐米列強特にソ聯邦等の軍備の狀を思へば、決して晏如たり得ないのである。就中機械的兵備の増強は近代戦の特質上最も急務とせ

らるゝ所で、之が支援力たる、工業並に資源の整備等も亦長期戦に對する重大なる要素を成すものである。

二 經濟戰對策

物資及資金を可及的軍事の需要に集中して長期戦に備へる爲には、日滿支を通ずる全體計畫の下に、我が國生産力の擴充を以て基調とし、殊に國防上緊要なる物資の供給、重要産業の振興、輸出貿易の伸張等に力を致さねばならぬ。斯くして國家經濟の充實したる實力、全國民の不動の耐久力を完うすると共に、進んで蔣政権の經濟的壓縮潰滅を圖り、爾他列強をして經濟的にも帝國と提携する外ならしめ、以て東亞長期の持久戦に耐ふる堅實なる國力を完成するを必要とする。

三 思想戰對策

帝國の高遠なる對戰目的を闡明し、國論を統一して舉國一致の實を擧げ、今や國是の向ふところ如何なる犠牲を拂つても事變の根本的解決を圖らざれば已まざる如く、上下不動の決意を益々鞏固ならしめねばならぬ。之が爲には國民精神總動員の運動は其の根幹を爲すものである。

又銃後の處理に最善を盡し、出征將兵をして後顧の憂なからしむるは固より、戦死傷病者と共に遺家族に對する感謝、竝に扶助援護等に就き適切機宜の措置を講ずること亦極めて緊要である。斯くして得らるる鞏固なる國民の精神的團結より出發し、進んで道義を破壊し平和を蹂躪せんとする抗日反滿並に赤化の思想陣營を潰滅せしむるに至らねばならぬ。

四 攻略戰對策

國際政略戰の複雑微妙を極むる現地に對しては、苟も功利的態度を排し、帝國獨自の公明なる立場に於て新政權の樹立發展を助長すると共に、抗日政權に對しては之が徹底的撲滅を期し、赤化勢力を驅逐し、以て民族風土に即したる革新的理想政策をとつて、成るべく速かに支那全土を統一的状態に復歸せしむる如く導くことが必要である。

斯くして日支國交の一大轉換の上、心からなる提携を期するには、武力的戰勝觀念の如きは之を一掃し、眞に支那民衆を救済補導して善隣の宜を全うし得る如く、大國民たるの襟度と誠意とを披瀝すべきである。

五 外交戰對策

長期戦に対する國民の覺悟

長期抗戦を以て支那救亡の唯一路と心得ある國民政府は、今や専らソ聯邦に依存し、英佛等に泣訴して抗日武力の挽回と資力の増強に狂奔しつつある状況であるから、此の複雑微妙なる國際情勢下に於ける外交戦は極めて困難なるものあるは免れぬところである。

殊に支那の敗戦の混亂に乗じ、共產黨勢力は愈々熾烈なる活動を起し、ソ聯邦と氣脈を通じて爲される各種の政治的指導と民衆煽動とによつて益々我が聖業の遂行を困難ならしめある事實に鑑みるときは、帝國は今や單に對支持久戦の態勢を探るのみならず、東亞全體の正義確保の長期大戦に臨みあるの感を深くするのである。

幸ひにして世界の秩序維持に重大なる役割を演じつゝある日獨防共協定が過般新たに伊太利を加へて強化されたことは、深き文明史的意義を有つのみならず、本事變解決の上にも亦至大の力をなせるものと謂はねばならぬ。

帝國は一方に於てはこの防共陣を堅持して、之に對立する容共諸邦に備へると共に、一方に於ては歐米列強に對して帝國の眞意を了解せしむることに努め、我と協力せんとする國とは益々外交を厚くし以て眞の國際正義を確保する如く努めねばならぬ。

六 軍備充實の急務

新たなる國防國策に基く戦争準備を速かに整備するは長期持久戦に對する刻下最大の急務である。而も其の方法は悉く大規模なる戦争繼續間に於ける措置に出で、軍備充實の如きも新軍の編成、損耗補填の趣旨に基き、人馬の徵集、軍需の整備、經費の支出等皆戦時應急の手段に依るを要するのである。

此の大事業は武力就中作戦用兵を中核として策定せらるべきものであるが、之は相當長年月に亘るべきこと、且は他の戦争手段を特に深刻廣汎に亘つて併用せねばならぬ持久戦の特性に鑑み、廣く國土、資源、人員、財力特に深く物心兩方面に於ける國民の實情を其の根柢とし、而も其の措置は國家として計畫的に準備し、鞏固なる意志を以て自主的に之を遂行せねばならぬ。

其の規模内容は従來のものに比し相當劃期的のものとなるであらうが、歐米列強に於ては戦争の起らざる平時に於て既に相當大規模の軍備と國力の充實とに邁進しつつある現況であるから、

帝國が既に長期戦に入れる今日之に向つて最善の努力を爲すべきは當然のこと、謂はねばならぬ。凡そ軍備には所謂最小限度の一線を劃し得るものではなく、相當の深さと厚みとを要し、之が不足は軍の努力に依つて補ひつゝ克く戦勝の途を開拓せねばならぬのである。

皇軍は固より卓越せる精神力と、統率訓練の精妙等により必勝の信念に於て變りはないのであるが、軍備不充なれば、戦争は自ら長引き、人的物的犠牲亦大となり、國家國民の負擔は戦後長年月に亘り極めて甚大なるものがあるのである。

古來平時に於ける軍備充實の整否が戦争の成敗若くは國家の興亡に影響せる事例は尠くないが、過ぐる日露戦役に於ては、我軍亦痛切に之を経験してゐる。

即ち滿洲軍の第一期作戰目標であつた遼陽附近の大會戦に於ては、開戦後僅かに七箇月を経過したばかりであつたが、既に砲彈の缺乏を來たし、爾後戦争の推移と共に愈々その苦難は増大して、遂に之が爲全軍の活動は掣肘せられ斷乎たる追撃の實行を妨ぐるに至り、第一線將兵をして悲憤切齒せしむるのみであつた。

左記明治三十七年十月十九日附兒玉滿洲軍總參謀長より山縣參謀總長宛發電の如きは此の間の

消息を明かに物語るものである。

今日ニ於テ敵ハ尙渾河左岸ニ停止シ混亂セル隊伍ヲ整頓シツツアリ、其整頓ヲ終リ再ビ攻勢ニ轉ズルノ企圖ヲ有スルモノノ如シ。故ニ此時機ニ於テ今一回打撃ヲ與フルハ最モ有利ニシテ、且我ガ兵力志氣共ニ目下優勢ノ位置ニ在リ。然レトモ如何セン砲彈缺乏ノ爲之ヲ實行スル能ハス、現ニ全線三、四百米ヨリ二、三千米ノ間ニ接觸シ、日夜銃砲火ヲ交ヘツツアリ、毎夜五ニ數回夜襲ノ聲ヲ耳ニスルノミ。止ムヲ得ス沙河ノ線ニ堅固ニ陣地ヲ構成シ、唯彈藥ノ補充ヲ待ツハ實ニ遺憾ニ堪ヘス。

大本營に於ては曩に遼陽會戦後戦局の將來を豫想し、兵備の急設及補給等に關し大いに企圖する所があつたが、諸事思ふに委せず、十九日前電に接し參謀總長より發した返電は左の如く悲痛なものであつた。

電報承知ス、砲彈ノ一事種々方法ヲ講シ製造力ヲ増シ又外國ニ注文スル等實ニ全力ヲ注キツツアルモ、唯今日ニ於テ豐カナル補給ヲ爲ス能ハサルハ千歳ノ恨事ナリ。過日總理邸ニ於テ軍ノ爲ニスル補給品調辨ニハ金錢ヲ惜ムベカラザルヲ主張シ、閣員ノ之ニ反對スルモノナカリシモ、

長期戦に対する國民の覺悟

如何セン比年消極計畫ノ結果今日俄カニ擴張シ能ハス、動モスレハ戰機ヲ逸セントスルノ恐アルハ返ス返スモ遺憾ナリ。

其の後我が軍が次第に攻城野戦に疲勞するに反し、彼れは歐露より逐次新銳の兵力を招致し、奉天會戦に於ては我れの二に對し、彼れ三の比率を以て戰ふこととなり、而も彈藥の缺乏の爲敵軍殲滅の目的を達すること能はず、再び次期會戦を準備せねばならぬこととなつた。

以上の如く、敵次の會戦は常に敵を陣地より撃退したばかりで、眞に殲滅的打撃を與ふること能はず、従つて速戰即決の目的を達せずして長期戦に入るの餘儀なきに至つたのである。これ等は、一に我が軍の兵力及軍需品の不足、換言すれば平時に於ける軍備充實が不充分なりし結果と謂はねばならぬ。

之に反し軍備充實し、國家總力の増強整備が完ければ戰はずして對手國を屈服せしめ、犠牲を生ぜずして國是の貫徹を期することが出来るのみならず、延いては平和的外交經濟の最も有力なる支援力ともなるのである。

帝國の理想は、實に此の實力を背景として道義を遂行するにあり、此の正義と實力の兩存のみ

が日支問題は固より東亞問題解決の唯一の鍵である。

七 國民精神總動員より國家總動員及國家總力戦へ

國民精神總動員は、官民一體、億兆心を一にし、長期に亘る戦時の心構へを以て克く此の難局を打開し、今時聖戰の目的を達成して以て愈々、皇運を扶翼し奉らんとする趣旨に出でたものであるが、之が根本を爲すものは實に我が尊嚴なる國體に基づく盡忠報國の傳統精神を發揚振起すると共に、之を日常の業務生活の間に實踐するに在る。

斯くして實生活に即したる根強き力を以て將來如何なる困難に遭遇するも堅忍持久毅然として動ぜざる大同團結を完成する時は自ら之が國家の組織形體の上にも發現し、茲に國家總動員の實質的方面をも完成に導くのである。

抑々國家總動員とは一旦緩急の際國家全體が戦時の態勢に入り國民の精神意氣を最高度に發揚すると同時に、國家の利用し得る人的物的、有形無形一切の資源を統制按配し軍需の要求を完全

長期戦に対する國民の覺悟

二二三

に充足して國家の生存と國民の生活を確保しつゝ戰爭を最も有利に遂行する爲の總ての事業を謂ふのであるが、之は實に戰場に於ける皇軍絶對の忠誠と相併立して銃後の國民が其の心と物とを國家の善用する捧げんとする戦時最高の道義的作用である。従つて克く其の力を暢揚せしむる爲には、縦には統制運用の規範があり、横には相互協力の階律がなければならぬ。即ち精神に於ては奉公であり信頼であり、作用に於ては中心への凝結であり總力の組織である。

斯くて始めて軍民が一體となり、國家の總力を最高度に高揚することが出来るのである。長期戦は既に武力戦の範圍を脱したる國家總力戦であり、思想、經濟、政治、外交の全面に亘つて遂行せられ、之が對策の概要に就ては既に述べたところであるが、その基礎たり原動力を成すものは實に國家總動員であり、更に其の根本中心をなすものは國民精神の總動員である。従つて國民は、老若男女を問はず、家庭に於ても、農山漁村に於ても、或は都市に於ても悉くが、眞に此の重大なる時局を認識し各々その職分と立場とに於て最善の努力を盡さねばならぬ。之が爲個人生活に於ては、消費の節約、貯蓄及國債の應募、代用品の使用廢品の利用等の微に至るまで深く意を用ひ或は隣保共助の美風を助長し進んで社會公共の施策、事業等に利害を超越

したる奉公の誠を致し以て我等が悠久の祖先より受け継げる忠愛の精神を遺憾なく發揮して國家の強制を待つことなく國家萬般の施策に協力するに至らんことを希望して已まざるものである。

八 第一線將兵の心を心とせよ

戰場第一線に於ける將兵の忠勇果敢なる行動は眞に感激の極みであるが、更に其の輝かしき戦勝と成果の際には幾多將兵が尊き血を流し、絶大の困苦を味へることを寸刻も念頭より忘れることは出来ない。彼等は何れも天業恢弘を翼賛し奉る聖戦途上に、神兵として其の尊き命を捧げつゝあるのである。

東亞の平和建設を目標に 天皇陛下の萬歳を唱へつゝ護國の神となれる英靈に對しては唯と心からなる感謝を捧げると共に、其の加護と照覽の下に我等自身も亦其の態度を決せねばならぬ。名もなき一兵士の心事にも、鬼神を泣かしむる偉大なる誠心が顯はれてゐる。此の心は全軍將兵の中に漲り、茲に萬邦無比なる皇軍の精華が發揮されつゝあるのである。

北支戦線で名譽の戦死を遂げた田淵虎雄上等兵が、戦死の三時間前に塹壕の中で認めた遺書は左の如きものであつた。

「兄様

天皇陛下の御爲喜んで戦死します。

今夕又は明朝迄に〇〇部隊の第一線にて私は死んで郷里大竹(広島縣)に歸ります。

私の戦死は田淵家の名譽と思つて皆様喜んで下さい。

私の最も残念とする事は今日迄母上に何一つなすことなく死んで行くことです。

兄さん、姉さん、色々書きたい事もありますが書くことが出来ません。では笑つて死にます。

十月二十日午後五時

第一線の壕内にて 田淵 虎雄

この崇高なる氣持の前に誰か肅然頭を下げざるものがあらうか。此の至誠純忠の心のみが古來日本を眞に護り通して來たのである。

君國の爲に一死奉公の誠を致すは、萬世に生きる所以である。而も人類最高の聖業に参加して斃れることは無上の光榮であり感激の極致である。この感激のあるところ如何なる抵抗も障礙も

破砕せられ、茲に始めて、東洋平和確立と人類の樂土建設の理想は自ら顯現せられるのである。

皇軍將兵は實にかゝる平和の樂土建設の人柱となるのであるが、しかも彼等は之によつて直ちに久遠の樂土に再生し、護國の神として我等に其の嚮ふべき道を垂示し給ふのである。

此の重大時局に際し我等如何に生くべきかといふことに就ては敢て論議探求するまでもない。

靖國の神々が無言の中に活きた模範を示して居られる。如何なるものも、苟も一度英靈に對する時、或は靖國の神前に額づく時は、崇嚴無量の感に打たれ、一個人的慾情や俗念を超脱したる純粹なる誠心を體驗せしめられるであらう。この心こそ人間最高の境地であり、人生は固より凡そ聖業貫遂を指導すべき根本の規範たり原動力となるのである。

「父に會ひたくは靖國神社へ來れ」と書き遺し、或は互に「靖國神社に於て再會せん」と言ひ交しつゝ死に直面して活躍する第一線將兵の心を以て心とし、銃後國民の悉くが獻身奉公の道を辿つたならば、天下何事として成らざるはなしである。

而もこれ等第一線將兵の多くは平素に於ては在郷の一國民として平業に従事しありしもので、之が一朝有事に際し斯くも崇高なる境地に立ち得ることを思へば、まことに皇國の上に加はる

御威稜と、國民の中に潜在する傳統の精神とに感激措く能はざるのみならず、何人も亦克くこれ等將兵の心を體し得るものなることを信じ得るのである。

事變は既に國家の總力を以て對抗すべき長期戦となり、國民は悉く其の第一線に立つべき使命を負へる今日戰場第一線將兵の心を以て直ちに全國民の心となし以て此國家の大事に各々その本分を盡し、帝國の重大使命遂行の爲眞に舉國一致の實を發揮することを最も願はしきことである。

九 銃後の後援

前線にある將兵をして後顧の憂なからしむることは、銃後國民の義務たると共に、眞に舉國一致の力を發揮する所以である。日露戦役の直後、當時の英國大使は「日本の戦勝の大半は銃後の後援に由る」と喝破したが、正に戦勝の半は之によりて左右せられるといふも過言ではない。從祖國を想ひ、國家の爲めに死なんとする將兵の心は寸刻も國民や國情を離るゝことはない。從つて國內銃後の事情や心意氣は直ちに前線將兵に響く如く反映するのである。

今次事變勃發以來國民銃後の熱誠は彌が上にも昂揚して眞に涙ぐまじきものがあり、正に日本獨特の美しき面目を遺憾なく發揮してゐるのであるが其の精神的方面は申すに及ばず、今その陸軍に於て受納したる物質方面の數量のみを以ても其の程度を察知することが出来る。即ち事變以來六ヶ月間に於けるものは、國防獻金として一千六百七萬八千二百七十一圓、恤兵金として一千萬五千六百九十五圓の巨額に達して、滿洲事變に於て約六ヶ年間に受納した總額二千六百餘萬圓を超過し、又別に慰問袋三百五十六萬五千八十五個を受けてゐる。

此等は全く銃後國民の熱誠なる後援の結晶であるが、之が直ちに以て第一線將兵の慰安となり激勵となり、遂には比類なき勇猛心を發揮せしむる原動力ともなるのである。

かゝる尊き結晶の陰には、或は貧しき菓子小賣商の一青年が小僧時代より獨立の今日に至るまで滿七ヶ年間粒々辛苦して貯蓄したる金一千圓を持參し、係官が慰撫して辭退せんとするのも聽かずして獻納したるものもあり、或は少年少女が學業の餘暇に自ら求めた勞務の報酬を悉く獻納したるもの、或は老婆が死ぬまでの御奉公なりとて晝は行商夜は紙袋を貼りつゝ獻金を積くもの、或は會社員、工場員が勤務時間の延長に依る勞銀の全部を繼續的に獻納したるもの等、涙ぐ

ましき美談の數々は枚擧に遑なき程で、こゝに國民精神の總動員的成果の遺憾なき發露を見、無間の心強さを覺ゆるものであるが、此等は單に第一線將兵に對する感謝慰問乃至は激勵たるのみならず、其の遺家族に對しても全く同様でなければならぬ。

一家の柱石たる男子を戰場に送りたる家庭の負擔は實に多大であり、中には寄る邊なき老母一人を残して出征せるもの、或は母亡き愛兒を他家に託し、店舖を閉ぢて出征せるもの、或は旅先に病妻の急死を葬ふ暇もなく、其の遺骨と乳兒とを兩手に抱きたるまゝ急遽兵營に駆けつけて應召せるものもある。況して之等のものにして戦死を遂げ、或は傷痍を受けて瘵疾となるに及んでは、其の遺家族に蒙る打撃の程は察するに餘りがある。之等遺家族に對する感謝慰問乃至扶助援護等は、同胞全體の當に最善を盡して奉仕すべき義務であり、茲に始めて、萬民赤子の上を日夜御軫念遊ばさるゝ上御一人に對する忠誠の道はあるのである。

斯くあつてこそよく「あとは心配するな、お國の爲に専心御奉公せよ」との健氣なる家族の言葉も發せられ、又「喜んで死んで行きます」といふ忠勇なる將兵の活躍も見らるゝのである。

一〇 結 言

事變八ヶ月の成果は全世界の以て驚異となし、其の極東對策にも何等かの變動をすら來たさんとする勢を示し、我が國威は遺憾なく發揚せられて、その多難なる前途にも猶掩ひ得ざる一道の光明を確知することが出来る、これ一に 御稜威の然らしむるところで、唯々感激に堪へざるところである。

更に熟と事變を顧みて、之が勃發の時機より、その經過並に推移の狀況等を察するに、事態は常に帝國の聖業遂行に極めて好都合なる如く發展しつゝあるを思はしめる。

即ち今次事變の勃發は、東亞に於ける不幸なる出來事の如くであるが、事實は多年に互る禍根を一掃し日支の國交を是正して明朗なる東亞の誕生を迎ふべき一大試練とも稱すべく、帝國が世界平和の聖業に乗り出す大行進途上に於ける必然の過程と見るべきである。

而も事變は今や長期に移り、帝國をして曾に支那に對する長期の大持久戦に應ずる覺悟を爲さしめしことは一面甚だ重荷であるかの如くなるも、之は實に近き將來に於て必然に來るべき國際

情勢の一大轉機に對し、帝國が軍備、經濟、思想、内治等あらゆる方面に萬全の準備を整ふべき時期を與へられたるものと謂ふべく、凡ては東亞の平和に對する根本的革新と人類の理想實現を導く天意に基づくものと謂ふべきである。されば建國以來の大精神に基づき只管その崇高なる使命に邁進する皇軍並に國家の向ふ所には必ずや常に天祐神助があるのである。

今や全國に漲る澎湃たる日本精神と舉國一致の熱誠とに遭ひ、愈々御稜威の偉大に感激すると共に、國力各方面の充實も事變の根本的解決も一に之に基づいて成就すべきことを思へば、國民は須らく磐石不動の信念を堅持し、以て安んじて國家の向ふ所に協力邁進すべきである。

長期戦に對する國民の覺悟は、實にこの光明に輝ける半平たる信念によつて強化せられ、又この事變解決の鍵は實にかゝる舉國的決意の上のみ約束せられるのである。

事變と銃後

一 緒 言

今次支那事變の持つ意義の重大性に就ては更めて申す迄もない。今後の戦局は抗日蔣政權絶滅の一途にあるが、今日猶陰に陽に彼を支援する第三國の暗躍が裏面に伏在する以上、事變の解決は前途幾多の難關を豫想せられ相當長期に亘る國家總力戦に移行する可能性が大切である。従つて今後に於ける銃後國民の責務は洵に重且つ大なりと謂はざるを得ない。過ぐる日露戦役の後、露國陸軍の總帥クロボトキンが書いた回想録の一節に左の如きものがある。

「我が全露の國民は戦争の目的を理解せず、従つて開戦に不満であり、幾多の將校、下士、兵卒が戦線に立てる中に、獨り國民は至極冷淡なる態度を執り、何等の後援をせず、唯平民中には多少従軍を志願する者があつたが、貴族、商人、學者等所謂上流子弟の徒輩は極力之を避くることに努めた。我が數萬の學生中、醫學生を除きては従軍を志願せし者僅か數名に過ぎず、

事變と銃後

二二五

加ふるに革命黨は軍隊の威信を傷けんとして、盛んに宣傳、暗躍を試みた。従つて列車に投じ三十日の行程を経て滿洲の野に到着せし兵士の中には、此處は何れの國の領土に屬し、又己は如何なる目的の爲に何國と戦ひつゝあるやさへも知らざる者が多かつた。

國民は九千露里の異境に奮闘しつゝある同胞を捨て全く顧みず、之で日本に勝てる道理はなし云々」と

「日本に於ては舉國一致愛國心を發揮し、子弟をして振つて戦に臨ましめ、偶々我が兒孫の身體羸弱なる爲軍隊に編入せられざるあれば母の自害したる如き例さへあつた。然るに我が國に在つては多數の婦人、子の許に來り、或は其の兒、或は其の夫の戦闘を免れ輸送隊、病院等の勤務に就けるを誠意感謝し、又戦後無事歸國せるを喜ぶの有様であつた」と。

露敗戦の一因は儲かに銃後の缺陷にあつた。戦後當時の英國公使は「日本の戦勝の大半は銃後の力に依る」と喝破したが、我が軍の戦勝は 御稜威の下に於ける統帥の卓越、將兵の純忠に依ること勿論であるが、銃後の絶大なる後援も亦大なる素因であつた。

近代戦の趨勢は銃後の力を要望すること到底昔日の比ではなく、將來戦に精銳強大なる武力

は素より必要なるも、之を中核とする銃後にも亦第一義的重點を置かざるべからざる時代に到來した。

東洋平和の建設は帝國多年の國是であり、今次聖戦の目的であることは言を俟たぬ。此の目的達成に最も必要なることは、今後情勢の變化に對應し得る萬全の國家的戦力を整備し、舉國一致、鞏固なる決意を以て、此の難局を突破するにある。時局は正に有史以來の非常時であるが、此の聖業の成否如何が一に懸りて吾人の雙肩にあるを思へば、何人も心からなる勇猛心の躍動を覺ゆるであらう。而も今日は我が國是を貫徹する絶好の機會であり、吾人が國家に奉仕すべき千載一遇の好機である。宜しく國民は彼の個人主義思想を始め、各種外來悪思想の弊風を一掃し、己を空しうして君國に奉ずるの日本精神を堅く持し、非常時日本の打開に邁進しなければならぬ。從來銃後の後援といへば單なる出征兵士の送迎、接待乃至は慰問救恤等を以て能事足れりとなす者もあつたが、今日に於ける銃後の國民は國家總動員の見地に基き、眞に舉國一體國民皆兵の實を顯現せんが爲、皇謨翼贊への積極的協力を義務としなければならぬ。殊に今次事變による打撃は國民個々に就て觀察すれば、職により人により相當不均等なるものがある。従つて事變に

依り却つて好影響を受くる者、事變に依り影響を受くること少き者又は殆ど無關係なる者の如きは、特に進んで相互扶助の精神を發揮しなければならぬ。

本書叙述の目的亦茲に存し、其の重點とする所は國家に對する國民の積極的奉仕乃至は相互扶助に關する分野であつて、國家行政の運営統制下に於ける所謂國家總動員法の見地に基く廣き意味の銃後を云々せんとするものではない。

斯くの如き強制を俟たざる國民の眞の協力一致こそは即ち皇軍志氣の原動力であり、戦勝の根源であつて、特に銃後に於ける國民精神の統一如何が皇軍の志氣に反映することは申す迄もない。されば銃後の國民は現在支那各地の戦線に立つ皇軍將兵の勞苦を思ひ、之に心からなる支援を與へて後顧の憂なからしめ、軍民一致相共に必勝の確信に燃え此の大使命を達成しなければならぬ。

二 日露戦争に於ける銃後

日清戦争後の三國干渉は、恰も晴天の霹靂の如く我が國朝野を震撼した。戦後の創痍癒えざる日本が、當時の三大強國を敵として立上ることは不可能な事であつた。東洋平和への一基石たる遼東半島は、斯くして幾萬の生靈、幾億の國帑の犠牲にも拘らず國民の悲憤の涙のうちに、遂に清國に還附するの止むなきに至つた。我が國朝野の憤激は其の極に達し、臥薪嘗膽の四字は全國民の標語となつた。茲に於てか國民は爲し得る限りの經濟的努力を盡し長くも皇室に於かせられずは宮廷の内帑を割かせられ、文武百官亦 聖詔を拜し俸給の一部を獻じて軍艦の建造、兵備に資し、以て前途の國難に備へたが一方、日本をして遼東半島を支那に還附せしめた露國は、やがて之を支那より租借し、東洋併呑の礎石として旅順の鐵壁を築き上げ、大連を開港し、北清事變後は名を鐵道守備に借りて滿洲に大兵を進め、朝鮮の侵略を企圖し、遂には日本の存立をも危ふくするに至つたので、我が國は半歳の永きに亘り衝を重ねること十八回、只管彼の反省を求めたが、露國は何等の誠意を示さず遂に我をして奮起せざるを得ざらしめたのであつた。

願ふに日露戦争は我に比し面積に於ても、將又軍の兵力裝備に於ても絶對的優勢を示してゐた露國に對する誠に乾坤一擲の大戦争であつたが、一小島邦の日本は遂に驕驕を制して見事皇國側

に勝利の榮光が輝き、斯くして東亞不當侵襲に對する歴史第一撃は成功した。之は取りも直さず、軍民一致義勇奉公の至誠を捧げた結果であつて、特に當時に於ける國民の意氣と、舉國一致の實相とは今日尙以て吾人の範とすべきところである。

本戦役に現はれたる將兵の忠勇は普く人の知るところであるが、銃後の國民がよく之を後援し、出征者をして後顧の憂なからしめた事實も亦世界稀に見るところである。

召集令状を受くるや應召者は何れも欣喜勇躍兵營に馳せ参じた。中には傷を隠し、病を冒して應召し、或は父母妻子と貧困の中に訣別して入營し、或は海外移住者にして開戦と聞くや直ちに歸朝して召集を出願する等の美談は無數に現はれた。志願兵の増加は殊に著しく、中には一家三兄悉く戦死し其の末弟が服役を志願した者もあつた。

又應召者の家族は従軍者を出すを以て家門の大なる名譽とし、恩愛別離の私情を擲つて之を鼓舞激勵した。

近隣亦應召者に對し絶大の同情を寄せ、凡ゆる手段を盡して其の行を壯にし、中には一車夫にして應召者を百數十回に亘り無料にて乗車せしめた者さへあつた。

軍隊の輸送開始せらるゝや沿線の人々は心を盡して之を犒ひ、白髪の老人、可憐の少女、さては幼童に至る迄其の送迎に熱中し、或は湯茶を供し、物品を贈り、或は音楽、唱歌、煙草等をして盛觀を添へ、寒暑風雨に拘らず遠路を厭はず歡呼の聲は天地を壓した。

「天に代りて不義を討つ忠勇無双の我が兵は歡呼の聲に送られて云々」の壯絶極り無き歡送の軍歌高らかに歌はるゝとき、送る大人も、子供も、官吏も、商人も、送らるゝ出征軍人も只管義勇奉公の眞心に燃えて、人々の眼は忠誠の涙に輝くのであつた。

軍隊の宿泊する地方にあつては、土地家屋を徵用せられ、就中大都市や、乗船地の市街地等では或は徵用の命令突如として下り、或は軍隊の滞留數十日に亘る等のことがあつたが、人々は却つて之を喜び、且光榮とし、衷心厚遇、歡待を盡し而も久しきに亘り毫も倦厭の色がなかつた。

出征中の軍人に對しては極力慰問、贈遺等を行ひ又、各地の團體有志は絶えず信書を送つて出征軍人を鼓舞激勵し、或は新聞、雑誌、書籍等を送る等出來得る限りの慰藉の方法を盡した。陸軍に金品を寄附した者は極めて多く金額百七拾餘萬圓（此の他外國人の我が軍に同情したる恤兵金額拾七萬餘圓あり）に上り、尙軍隊の宿營地、停車場、休憩所等其の他團體又は個人にして従

軍者に寄贈した金品は實に莫大なものである。慰問袋も盛んに贈られたが、其の中には日用品、娯楽品、武運長久の神符等何れも真心こめた品が收められ、殊に夫れ等は婦女子、小兒等の手になるもの多く、戦地の軍人を感激せしめ、大いに其の勇を鼓舞した。

傷病軍人に對する同情は懇切を極めた。例へば内地還送の途上にあつては船車乗降の扶助、繻帶の交換等より身邊の細事に至る迄至らざるなく、又屢々病院や轉地療養所等を訪ねて懇ろに慰問し、娯樂品を贈り、中には慰藉の爲の建築物を寄附する者さへあつた。

戦病死者に對しては各地何れも其の忠勇を表彰し、葬祭は概ね市町村葬を以て行はれ、儀式は極めて莊重であり、且其の遺烈を不朽に傳へんが爲功績を重んじて建碑し、或は諸種の記念事業を起し、或は傳記を編纂する者亦少くなかつた。出征軍人の家族に對する同情も亦極めて深く、訪問、慰藉、保護等爲し得る限りの力を盡した。

本戦役に於ては數十萬の壯丁が出で、軍に従つたのであるから、其の家族の老幼婦女子等に於て、生計に困難を生ずる者が漸次多くなつたのは蓋し止むを得ざる所であつた。そこで政府は下士卒家族救助令を發布して、之が救済を圖つたが、其の郷黨はもとより各種の團體も進んで之が

救済に努め、又は金品を贈り、醫藥を供し、或は勞力を以て耕作を補助し、或は業を援けて自營の道を與へ、中には一介の勞働者にして自分の常業に従軍者の家族に譲る者さへあつた。出征軍人の家族は又其の名譽を思ひ、公私の扶助を受くることを好まず、極力家業を勵み進んで國防の完備、國力の充實に奉仕した。斯くて全戦役間留守家族救済の爲に費した公費は全國を通じて一百萬圓に上らず、一人の被救護者をも出さなかつた府縣も數箇所あつた。

戦死者の遺族は盡忠報國の士を出すを以て一門一家の光榮とし、一家數人の子弟を失ふも毫も憂色を示さず、其の義烈は往訪弔慰の人をして却つて袖を沾さしめた。

以上述べたる如く日露戦争に於ては期せずして舉國一致の聖戦となり、國民は悲壯な決意を以て義勇奉公の實を擧げ、遂に戦勝の大なる素因を造るに至つたが、銃後の活動は之を以てしても決して完全無缺とは謂ひ得なかつたのである。即ち其の後援は花火線香式にして戦後に於ては戦役間に比し著しく後援の熱も冷め、遺家族、傷病軍人等の保護待遇等に於ても遺憾の點が少くなかつたのである。

三 滿洲事變に於ける銃後

日露戦争後の日本は旭日昇天の勢を以て目覚ましい躍進を遂げた。然るに此の日本の興隆は世界大戦後、其の霸道的極東政策に依り、東亞の大陸に野心勃勃たる國にとつては唯一の障壁となるに至つたので、彼等は或は思想的に、或は政略的にあらゆる攻勢の手を進め、且支那を驅つて排日を鼓吹煽動し、以て我が勢力の驅逐を企圖したのであつたが、彼等の手に躍らされた支那軍閥は深く東亞の事態を正視して將來を洞察するの明を缺き、驕慢不遜排日は遂に抗日となり、侮日と化し、日本打倒の戰陣は刻々進められ其の勢の赴く所遂に中村大尉の虐殺、柳條溝に於ける滿鐵の爆破等となつて現はれ滿洲事變の勃發を見るに至つたのである。其の結果遂に盟邦滿洲國の生誕を迎へ、日本は其の大成を援助しつゝ、日滿一體不可分の關係に於て霸道的世異政策を排除し、眞に公正なる基礎の上に全世界に亘る共存共榮、提携融和の原則を確立し、全人類の幸福を齎すべき眞の平和建設に邁進しつゝあるのであつて、滿洲事變の持つ意義は實に茲に存す

ると謂はなければならぬ。

翻つて本事變に對する國內の状況を觀るに、正義を行ふに際し國論の歸一すべきは當然とは云ひ乍ら、譽論が事變勃發當初の如く高潮せることは實に日露戦争以來のことであつた。

四十二對一の情勢下に悲壯な決意を以て國際聯盟を脱退した。正義の存する所千萬人と雖も我往かんの意氣を示したのである。國防に對する朝野の視聽は異常に高潮した。獻金による飛行機愛國號の活躍は世人のよく知るところである。軍に對する激勵の辭、慰問の金品を送る者數知れず、事變を通じ陸軍の受領せし慰問品の總額は左表の如くである。

取扱別	恤兵	金	慰問	袋
恤兵部受理	六、〇七三、五八五、九〇		三、五六四、〇〇二	
部隊直接受理	(銀) 一、七七六、一九二、一九	(銀) 一、九七九、七九九、八二	三、六一八、〇五一	
合計	(銀) 七、八四九、七七八、〇九	(銀) 一、九七九、七九九、八二	七、一八二、〇五三	

又本事變間に於ける國防獻金は、壹千八百貳拾六萬壹千五百七圓七拾一錢に達した。此等赤誠の結晶の中には或は豊かならざる婦人が子供を負ひ、人目を避けつゝ、故らに夜更けにながしの金員を恤兵部に齎らし、或は十一歳になる少年が八歳以來納豆を賣つて數年間に貯へたる拾圓を、係官が慰撫して持歸るやう勸むるのも聞入れず獻金し、或は少女が正月の鞠を買ふのを止めて添手紙で壹圓の獻金をする等係りの者に涙を絞らせるが如き者枚舉に遑がない程であつた。看護婦志願の爲血書を寄せた若き婦人も少からずあり銃後の赤誠は全く日露戰爭當時に劣るものはなかつた。

一お國の爲に立派な働きをしてお呉れ、母はお前のお骨の著くのを待つてゐます。」といつて白装束の着物を送つたといふ母もあり、夫の門出に先立ち雄々しい遺書を殘して自害し後顧の憂ひを絶つた悲壯な妻もあつた。

名もなき一少女の眞心こめた慰問文を手にして泣き、必死報國を誓つたといふ兵士もある。

此等銃後の誠心が戰場に於ける勇士を慰め勵まし、又其の心魂を鞭うつたこと幾何であつたであらう。當時世人を震駭せしめた彼の上海に於ける爆彈三勇士が鬼神を泣かしむる壯烈なる最期

を遂げたのも、久留米驛頭に於ける萬歳の叫び、歡呼の渦巻の中で年少なる一兒童の發した激勵の言葉によつて深く決するところありしといふ。國民の眞心が、斯くも深く將兵の膽に銘ずるのである。銃後の赤誠が斯程、出征者に對する激勵鞭撻となり、兵士の決意を鞏めしめ、君國の爲に命を抛つの大義に馳せ參する勇士を生んだのであつて、悉くこれ感激の場面、感涙の情景ならざるはなかつた。

併し、茲に見逃すことの出来ないのは、此等國民個々の赤誠もさること乍ら、滿洲事變を契機として喚起せられた所謂新國防觀に立脚せる銃後機構の擴充強化が力強く叫ばれるに至つたことである。之は近代戰の特質と現時に於ける國防の要求に基く當然の歸結である。かゝる新國防思想普及の爲、軍事國防關係の諸團體が本事變を通じて活動せる實蹟は洵に甚大である。世界大戰に於て、交戰國の婦人が實に銃後に於ける絶大の力を發揮したことに鑑みるも、就中、將來此の種婦人團體の活動といふことは國防上海に重大なる意義を有するに至るであら。従つて今後更に之を支援し、強化し内容を充實して、有事の際遺憾なく其の力を發揮せしむることに努力を要すべきは言を俟たないところである。

尙近代戦に於ける國防上留意すべきことは防空である。最近航空機の著しい進歩發達によつて要地の防空といふことは、更に重要性を増加し、單に軍の防空機關のみでなく、茲に國民武装所謂市民の集團による統制ある防空といふことが叫ばれるに至つた。其の結果、各主要都市毎に所謂防護團なるものが組織せられるに至つたのである。此等の防護團は夫々都市又は要地の状況に應じて、其の編成組織を異にするのであるが、平素に於ける防護準備並に有事の場合に於ける防護實施を完全ならしむる目的とするに變りはないのであつて、斯の如き銃後機構の確立こそ、現下の情勢に照し最も急務且緊要とするところである。之こそ出征者をして、眞に後顧の憎

なからしむる所以であり、銃後國民の重大なる任務であるといふべきである。滿洲事變は、斯くの如き國防的見地より國民の自覺に基く統制ある銃後の活動を招來せるのみならず、近代的軍備が軍の航空及機械化を重點とせる趨勢に鑑み、國民の國防軍備に對する關心は、此等の方面に著しく其の熱度を増加して來たのである。即ち愛國飛行機、自動戰車、装甲車等近代的兵器の獻納が其の現れである。

銃後の赤誠には、今も昔も變りはないが、世相の變遷、時代の要求は銃後の活動乃至機構をして之に即應せしむるを要するのであつて、今日の戰爭が國家の總力を擧げて勝敗を決せんとする所謂「總力戰」であることを思へば銃後の責務は益々重大であることを銘記しなければならぬ。又本事變を契機として、傷痍軍人及軍人遺家族に對し、各種の民間に於ける軍事扶助團體を生み、此等が銃後の慰恤事業に隠れたる貢獻をなしたことも見逃すべからざることである。斯くの如く滿洲事變が、銃後の分野に劃期的新機軸を齎らしたことは、日露戰爭當時に比し、格の進歩であつた。併し乍ら之を以つてしても萬全の域に到達したのではなく、其の實相を仔細に検討すれば更に改善を要すべき點も亦少くなかつたのである。

四 支那事變と銃後

滿洲事變の勃發を契機とし、世界の劃道的國家の間に孤立し自主獨往、東亞興廢の運命を雙肩に擔つて雄々しくも難阻の道を踏出した日本は、必然的に支那に於ける自國の權益を擴大し、窮極に於て支那を殖民地化せんとする諸強國と其の所信を異にするは、蓋し當然の歸結であつて、

此の意味よりせば今次事變は一面滿洲事變の延長なりと視るべきであらう。而して列強中には自己の功利的打算に基き、背後より支那を煽動操縦して排日を鼓吹するものもありて、滿洲國の獨立を以つて日本の帝國主義的侵略政策なりとする支那の謬見迷蒙を更に助長煽動し、加ふるに蔣介石の南京政府は自己政權の維持擴大の爲、排日教育の普及徹底を圖り、抗日意識は遂に牢固として抜く能はざるに至り、昭和十一年初頭より事變發生迄の間に於て、支那各地に惹起せる排日、抗日事件は實に五十數回の多きに達し、其の勢の窮る所遂に今次支那事變の直接的誘因たる蘆溝橋事件を惹起するに至つたのである。

更に今次事變の原因として見逃すべからざるは、虎視眈々として赤化の機を覗ふ「コミンテルン」の操つる支那共産黨の策動である。彼の西安事件が既に今次事變の「烽火」であつたことに想到すれば洵に思半ばに過ぐるものがある。

支那が帝國の眞意を解せず、徒らに歐米諸國に依存し、或は又彼の怖るべき赤化勢力と抱合し、所謂「以夷制夷」の策を弄して今日の事態を惹起せるは、東洋平和の爲、且は支那民族自身の爲甚だ遺憾とせざるを得ないのである。

扱事變發生するや國民は朝野を擧げて「暴支膺懲」の熱意に燃え、忠勇無双の我が將兵は欣然として、此の聖業に馳せ参じた。出で、征戰に従ふ者も、留りて銃後を護る者も、舉國一體、幾多の美談は殆んど數ふるに暇がない。赤貧洗ふが如き賤ヶ家に盲目の老母唯一人を殘して勇躍征途に上つた者、旅先で愛妻に死別し、其の野邊の送りを済ます暇もなく、幼兒を托して急遽兵營に馳せつけた者、出征に先立ち悲壯なる遺書を三人の孤兒に殘して應召せる者等悉く涙なきを得ざる美談である。

又血書を認めて従軍を志願する者數知れず、中には數回に亘り熱烈なる血書の歎願書を寄せた者もある。

街頭に於ける婦人の千人針を見た或る外人の感想文に左の如きものがあつた。

「何萬の婦人達の眞心こめた手によつて、兵士に對する情愛と幸福の祈願は千人針に縫ひ込められる。夫れは何といふ素晴らしい考へであらう。夫れは古い傳統を誇る日本精神即ち大和魂の發露に外ならぬ。此の美しい銃後の一致と協力の精神こそ、日本軍戦捷の糧である。徒らに喧しい支那學生の叫喚を目のあたり見て來た私には千人針と思ひ較べて甚しい感觸を感じ

する。憎しみは誰をも護りはしない。日本婦人の優にやさしい千人針に護られた日本兵に抗し得るものはあるまい」

銃後の赤誠は目を追ふて、益々加はり國防獻金、恤兵金、慰問品等物的方面の支援は貧富を問はず當局を感激せしめた。

今次事變發生以來、昭和十三年二月盡日迄に於ける國防獻金の累計は壹千九百五拾九萬參千貳百五拾圓五拾四錢にして、滿洲事變以來の累計は參千七百八拾五萬四千七百六拾圓貳拾五錢の巨額に達した。又昭和十二年七月十一日より昭和十三年二月二十八日迄の學藝技術獎勵寄附金は累計壹百七拾六萬八千壹圓八錢に上つた。此等金品を合計するときは洵に莫大な額に達するのであつて、此れを以ても如何に銃後の赤誠が空前のものであつたかゞわかる。

此等の尊い結品の中にも、亦涙なきを得ない美談がある。

危篤に瀕した病夫が貧しい中から自分の生命のある中に獻金したと、妻女に五百圓を托して恤兵部に獻金させた者もあり、杖なくしては歩けない八十八歳の高齡で品物を積んだ乳母車を押し乍ら、行商をしつゞけ死ぬまで働いて獻金を續けるといふ老婆もある。或官廳の給仕は貰つた

給料、賞與を全部獻金した。或小學校の女生徒四名は、夏休み中街頭に出て落釘を拾ひ、此れを賣つて得た金を獻金した。又或特志家は匿名にて拾萬圓を獻金し、或會社では百萬圓の慰問袋を自ら調製して獻納する等、此等に類する美談、佳話は貴賤貧富の別なく殆んど枚舉に遑がない。此の純忠報告の精神のみが我が國をして今日在らしめたのである。此の至誠奉公の精神のみが將來に於ける皇國の安泰を決定的たらしめるのである。今日戦局は既に長期戦に入つたが、國民一致協力して益々此の精神を砥礪擴充し、長期に亘り倦まず、半途にして屈せず此の聖業、此の大業をして有終の美あらしめねばならぬ。

扱愈々本格的長期戦に入つた今後に於ける國家體制は、必然に之に順應する戦時體制に移行せらるべきであり、銃後の責務は益々其の負擔を加へるに至るべきは當然である。併し乍ら此の頗る廣汎、複雑、多岐に亘る銃後の活動を詳述するは至難時に屬するが故に、以下今後の情勢に照らし主として緊要不可欠と思惟せらるべき、銃後の施設乃至活動の一端を記述するに止め、以て今後に處すべき長期持久體制確立の一助に資せんとするものである。

奉仕と皇軍將兵への感謝、戦死者遺家族、傷痍軍人に對する相互扶助でなければならぬ。

思ふに銃後國民の皇謨翼賛への積極的協力の部門には種々なる方面が存在するであらうが、之を要約すれば心的には困苦缺乏、堅忍不拔の精神を以て義勇奉公の誠を致すことであり、物的には此の精神を基調とし、私生活に於ける消費節約、勤儉貯蓄は素より國債の應募、國産品の使用、廢物代用品の利用等に至る迄細心の意を用ひ、又自己の職分に最善の努力を致し更に進んで國家、社會公共の萬般の施策事業に貢獻し國家的戦力の維持増進に積極的奉仕することである。此の忠愛の精神こそは戦場に於ける皇軍絶對の忠誠と相併立して君國に奉ずる銃後國民の重大なる責務であらねばならぬ。

而して銃後に於ける國民が戦場第一線將兵に心からなる慰問の道を講じて之を後援し出征將兵家族、戦死者遺家族又は傷痍軍人に對し隣保扶助の美風を發揮し相共に戦勝の一途に邁進するは取りも直さず 上御一人の大御心に答へ奉る唯一の道であると思ふ。

抑々軍人をして後顧の憂なからしむることは、軍人に對する最高の慰藉にして、其の身命を捧げて盡忠報告の誠を致さしむる所以である。

帝國數次の聖戰に現はれたる銃後の赤誠は既に述べし所であるが、此等過去の經驗に依れば、戦時變中は國民の後援も盛んであるけれども、一度平和の聲を聞くや、何時の間にか此等の後援も熱が冷めて、火の消えた如くなるのみならず、傷痍軍人遺家族等國家に殉じたる崇高なる犠牲者又は其の家族に對する慰藉優遇は忘れられて、遂に他の社會事業の下積となる者さへも生ずるのである。今次事變は相當長期を豫想せられ、其の終熄の時期は未だ豫測を許さず、且又例へ終熄するも依然として、相當の部隊は遠く異域に駐屯せざるべからざるを思へば、過去に於ける如く花火線香式の後援に陥らざる如く努めたきことに何人も異論はないであらう。

今次事變に應召し一身一家を顧みず、私情を擲つて聖戰に従ふ將兵の勞苦は絶大であり、又此等出征者を出した家族の蒙る精神的並に物資的打撃は更に甚大である。況んや一家の柱石を失つた遺族の心情は察するに餘りがある。然るに遺家族や傷痍軍人の悩みは日を経るに従ひ、漸次増加する一方、事變を繞る國際情勢は一日も偷安を許さざるものあり、加ふるに事變が長期に亘るに伴ひ國內に於ては左翼思想等が巧みに事變關係の軍事社會問題、就中傷痍軍人及遺家族問題を捉へて自己の主義勢力扶殖に悪用するの虞も亦大である。

斯く觀じ來れば傷痍軍人、遺家族に對する慰籍優遇には其の力を従前よりも寧ろ今後により強く用ひなければならぬ。換言すれば此の慰籍優遇は今後更に重大視するを要するであらう。希はくは官民一致協力して更に創意工夫を凝らし、傷痍軍人及遺家族各個人の實情に適合し、人情味豊かにして、所謂痒ゆき所に手の届くやう慰恤の道を講ぜられんことを切望して止まざると共に、今後益々今次事變に於ける崇高なる殉國者に對する國民的感謝と同情をして久遠に變りなからしめねばならぬ。

傷痍軍人及遺家族に對する待遇施設には、國の施設と民間の施設とがあること次の通りである。

- (イ) 増加恩給及普通恩給、傷病年金、傷病賜金及扶助料
- (ロ) 死歿者特別賜金
- (ハ) 行賞一時賜金及金勳章を授けられたる者に對する年金
- (ニ) 死亡賜金(平時給與令に依るもの)

(ホ) 航空勤務者保護賜金

(ヘ) 進級、叙位、叙勳及従軍記章授與

(ト) 軍人傷痍記章及同遺族記章の授與

(チ) 軍事扶助法による扶助

等である。尤も何人も全部が右の全施設の恩典に浴するものではなく、種々の事情で此の恩典に浴し得ざるものもあるが、右の中何れかの若干の恩典には浴し得ることは云ふ迄もない。此等は何れも當該法規に明示せられて居るところである。次は府縣以下地方自治體及民間の施設の主なるものとしては、

- (イ) 軍人援護資金(府縣)
- (ロ) 大日本軍人援護會(民間)
- (ハ) 帝國軍人後援會(民間)
- (ニ) 義濟會(民間)
- (ホ) 帝國在郷軍人會(民間)

斯く觀じ來れば傷痍軍人、遺家族に對する慰藉優遇には其の力を従前よりも寧ろ今後により強く用ひなければならぬ。換言すれば此の慰藉優遇は今後更に重大視するを要するであらう。希はくは官民一致協力して更に創意工夫を凝らし、傷痍軍人及遺家族各個人の實情に適合し、人情味豊かにして、所謂痒ゆき所に手の届くやう慰恤の道を講ぜられんことを切望して止まざると共に、今後益々今次事變に於ける崇高なる殉國者に對する國民的感謝と同情をして久遠に變りなからしめねばならぬ。

傷痍軍人及遺家族に對する待遇施設には、國の施設と民間の施設とがあること次の通りである。

- 國の施設の主なるものは、
- (イ) 増加恩給及普通恩給、傷病年金、傷病賜金及扶助料
- (ロ) 死歿者特別賜金
- (ハ) 行賞一時賜金及金鶏勳章を授けられたる者に對する年金
- (ニ) 死亡賜金(平時給與令に依るもの)

- (ホ) 航空勤務者保護賜金
- (ヘ) 進級、叙位、叙勳及従軍記章授與
- (ト) 軍人傷痍記章及同遺族記章の授與
- (チ) 軍事扶助法による扶助

等である。尤も何人も全部が右の全施設の恩典に浴するものではなく、種々の事情で此の恩典に浴し得ざるものもあるが、右の中何れかの若干の恩典には浴し得ることは云ふ迄もない。此等は何れも當該法規に明示せられて居るところである。次は府縣以下地方自治體及民間の施設の主なるものとしては、

- (イ) 軍人援護資金(府縣)
- (ロ) 大日本軍人援護會(民間)
- (ハ) 帝國軍人後援會(民間)
- (ニ) 義濟會(民間)
- (ホ) 帝國在郷軍人會(民間)

て、彼等生活の重要資源となるものは一日も早く本人の手に渡る如くし、更に此の恩典に浴せしや否やを確認し、且之に爾後の保護を加へることが最も望ましい。今日扶助料や其の恩給が高利貸の手に渡り、特別賜金が奸手段に依つて他に奪はれた例は少くない。之を保護する爲にはよく地方當事者乃至は民間施設と連絡し、最善の途を指示すべきであらう。又之が保護上忘るべからざるは遺族、傷痍軍人の善導である。其の第一の要諦は遺族たり、傷痍軍人たるの名譽を永く保つ有せしむることである。遺族にして人倫道德上面白からぬ行爲ある者、傷痍軍人にして悪行を働く者等、今日迄絶無とは云へない。固より之が善導は容易の業ではないが、在郷軍人會其他各種修養團體と密接に結付くる等の方法により、府縣軍部兩當局が相協力して、其の善導を圖るべきである。然らずんば、戦死者の名譽を傷け、或は世人より同情を失ふの結果となり、遂には國より與へられたる恩典をも褫奪せらるゝ者を生ずるに至るであらう。況んや傷痍兵や其の遺族の中には其の惨めな状態を見て、遂に國家を呪ふに至るものなしとせざるに於てをやである。國の施設の缺を補足する爲め、地方自治體、民間の施設に於て考慮せらるべき著想は第一に遺家族なり、傷痍軍人の實情を精査することが必要である。

併し乍ら如何に調査が正確に行はれ遺家族、傷痍軍人の實情が明瞭となつても、國の施設の及ばざる點を如何にして、補足すべきやの考案が具體的に立ち、然も此の考案を如何にして實現すべきやの手段方法も考へ、之を實現せしむるに非ざれば、慰恤に關する有終の美を收めたと云ふことは出来ない。

第二は精神的施設と物質的施設の相互關係である。

傷痍軍人、遺家族の優遇保護施設には、精神的のものと物質的のものとがあるが、此の施設は縦ひ物質的に行ふも、夫れは精神の表徴であらねばならぬ。物質的に施し物をするといふ如き觀念は排除すべきであらう。何處迄も殉國の人に對する敬意、報恩、感謝の精神を以てし、又事業遂行の立前として一般社會政策的見地を離れ、飽く迄も其の功勞に報ゆると共に、戦線の勇士が更に其の傷痍を回復し、立派な社會人として、又榮譽ある遺族として國家に御奉公出來得る各般の方途を講ずる必要がある。特に傷痍軍人中不具廢疾となれる者等に對しては、婚姻の世話乃至は媒酌等暖かき同情の手を差し伸べて精神的慰藉の道を講ずることが望ましい。

第三は施設をして有効適切且經濟的にし、特に生産的ならしむることである。

人情味豊かなる慰恤によつて被慰恤者をして自力更生、勤儉力行、産を治めしめるには、只單に金を施すといふことでなく、其の名譽のために郷黨の活模範たる如く指導する爲めの原動力となる如き、意義深き施設を行ふと云ふことを忘れてはならぬ。

只扶助料や、特別賜金の利子や乃至は軍事扶助の上に多少の民間の慰問金をでも與へて、其の日の生活を営ましむれば足るなど、考へる如きは、餘りに單純なりと評せざるを得ない。元來金を贈與すると云ふことは、他に施策なき最後の窮策であるが、他に特別の目的である場合に限る位に考へることが大切である。例へば救恤に火急を要する場合或は被救恤者は全く活動能力なく、金を與ふるに非ざれば生活に其の途なき場合、或は低利融資して或職業を営ましたが、遂に死んで之を回收し得ずと云ふが如き場合等である。融資の如きも之を只與へると云ふよりも、原則としては無利子、或は低利にて貸付けると云ふことが自力更生、勤儉力行の精神を養ふ上に於て却つて宜しいと云ふべきである。従つて恤兵金の如き、實に國民的感謝の結晶といふ如きものの運用は、特に此の點につき深甚の考慮を加へらるべきことは申す迄もない。

第四には施設に恒久性あらしめることである。

何となれば傷痍軍人の傷病も、或は永久的に身體の一部を缺除し、又苦痛を伴ふものあり、或は永久回復の見込みなく、又遺族も相當永き期間苦勞する外一般世間の關心、本人の氣の張り等も數年後に至れば緩み勝ちであり、時勢の變化、家運の推移等をも考察すれば、之が保護は寧ろ將來に於て必要な事が多いからである。

第五には施設の上下左右の統制連繫を考へることが必要である。

地方自治體又は民間の施設を補足するを主眼とするが故に、國の施設は如何に及びあるや、其の缺陷は何れにあるや等を被慰恤者個々に付調査し、此等相互の間によく統制を保ち、重複脱漏を避くるやう施設せられねばならぬ。之は又總て有効適切經濟的となる譯である。

以上述べたる所は、軍人遺族並に傷痍軍人慰恤の基礎となるべき事項に過ぎぬが、現に戦地に活躍しつゝある出征將兵家族に對しても、此等と同様の考へを以て萬般の慰藉を講ずることは、銃後の國民としては是非心掛けねばならぬところであらう。

要するに銃後の後援は、各種部門に互り、種々なる方面があらうけれど、以上述べたる如く今後一層重視すべき點は出征兵士の家族、戦死者遺族の扶助及び傷痍軍人の待遇であつて、此等に

對し單に一時的に金錢を與へて能事足れりとなすが如きは當を得たものでなく、舉民一體眞に心からなる精神的優遇の道を講じ、物質的恩典に甘んずることなく、一身一家の痛痒に屈せず、進んで應分の御奉公を爲さしむる如く指導して、隣保相扶の美德を發揮し相共に君國の爲に盡忠の誠を捧げねばならんと思ふ。

五 結 言

戰場に於ける將兵が言語に絶する勞苦を意とせず、生命を捧げて奉公の誠を致しつゝあるは洵に感激の極みである。此等將兵の陣中美談中には銃後の赤誠にも増して涙ぐまじきものがある。上海方面に作戦せる我が軍が至る處の「クリーク」に悩まされつゝ、近代施設陣地に據り必死に抵抗を續ける十數倍の敵に對し寡兵克く攻撃に次ぐに攻撃を以てし、彈丸雨飛の間肉弾又肉弾幾多の尊き犠牲を拂つて漸く一壘を抜き、或は連日の降雨を物ともせず泥濘を没する艱壕の中で勇戦奮闘の結果、數十倍に餘る敵の逆襲を撃退して寸土も譲らず其の忠烈、壯絶、果敢なる行動は蓋し筆舌のよく盡し得るところではない。更に又北支方面に於ても彼の津浦線馬廠附近を進撃

する我が軍が、數十年來の降雨に悩まされつゝ胸を没する浸水地域に一晝夜の死闘を續け、或は南口を始め娘子關、忻口鎮等人跡稀なる天險を肩する數倍の敵に對し凡ゆる困苦を肩し缺乏に堪へ、遂には糧食、彈藥の補給に苦しみつゝよく力戰奮闘、頭敵を潰滅せしめて輝やく日章旗を翻へし戦史稀に見る成果を収めたる如き、此れ皆皇軍ならでは成し能はざるところである。此等の將兵の中には或は爆彈四勇士、六勇士となつて壯烈鬼神を泣かしめ、或は挺身決死隊として欣然死地に赴き、或は火を吐く愛機と運命を共にし、絶極りなき最期を遂ぐる者あり、其の至誠純忠に誰か泣かさざる者があらうか。名もなき一兵士が必死を覺悟しつゝ、絶筆を故郷の父母妻子に認め、て訣別し無念の敵弾に『天皇陛下萬歲』を叫びつゝ、護國の神となる誰か其の心情に肅然襟を正さざる者があらうか。茲に皇軍の精華があり萬邦無比の國體が嚴乎として存するのである。

此等皇軍將兵の義勇奉公、監忠報國も畢竟銃後に於ける國民の大なる犠牲と忍苦による後援の力に俟つ所大であつて銃後の國民が此の將兵の心を心とし相共に皇運を扶翼し奉るところに軍民一致が具顯せられ舉國一體の實を發揮し得るのであつて、護國の英靈を地下に冥せしむる所以のものも亦茲にありと謂はなければならぬ。

今や支那は長期抗戦を豪語し、支那を繞る列強の關係は益々複雑となり、世界の情勢は遽に逆
轉し難いものがある。既に帝國は武力戦を核心とし、政治、經濟、思想、外交等を統合する長期
總力戦の段階に入つてゐる。之が爲に速に對支戰時體制を確立し、着々心的、物的總動員の實を
擧げ、以て所期の目的を如實に具顯せねばならぬ。

茲に今次事變に於て、戦線に華と散つた我が忠勇なる幾多將兵の奮戦を回想するとき、此等陣
沒將士の英靈に對しては衷心哀悼の念禁じ難きものあり、謹みて萬腔の崇敬と感謝の至情を捧げ
ると共に、銃後の國民が眞に時局を認識し、一身一家の利害を超越して義勇奉公の一途に邁進
し、天業恢弘の神兵として聖戰に従ふ皇軍將兵に對し、心からなる支援を持續して眞に朝野一
體、軍民一致相共に現下非常時を克服し、東洋永遠の平和建設に貢獻せんことを祈つて止まぬ次
策である。

輝く歸還兵の爲に

一 はしがき

諸士が今回征旅の任を終へ、赫々の武勳を抱いて無事内地へ歸還し、近く家郷の人となることとなつたことは洵に慶賀に堪えないところである。

事變勃發以來久しき間、異境の戦塵にまみれてあらゆる辛酸を嘗め、到る所の戦線に勇戦奮闘して目覚しき戦果を収め、皇軍の威武を遺憾なく發揚して克く其の任務を完うした諸士の功績と勞苦とは寔に偉大なもので、全國民の齊しく感謝措かざるところである。

今諸士の輝かしく歸還を迎へ、其の壯容に接する郷里や家庭の人々の喜びは固よりのこと、國民全體の歡喜と感激とは甚大であるが、諸士はその名譽の絶大なる如く、其の立場と責務も亦甚だ重大なものがあるのである。

従つて諸士の一言一行は、銃後の人々に多大の衝動を與へ、之が延いては國民全體に大いなる影響を及ぼすに至るのである。

輝く歸還兵の爲に

二五九

今や事變は長期戦に入り、帝國が眞に東亞安定の礎を樹て、征戰の目的を貫徹する爲には前途直遠なるものがあり、諸士の戦友は猶依然として戰場に留つて必死の奮闘を續け、國民亦愈々愈銃後の結束を固め、所謂國家總力戦の實を發揮して此の非常難局に當りつゝあるのである。此の時に當り諸士は克く歴戦勇士たるの矜持を保つて、その言動を慎むのは勿論のこと、更に戰場に於て得たる尊き體驗を以て、進んで國民指導の中心となり愈々盡忠報國の誠を致さんことを希望して已まざるものである。

以下聊か之に關し心得べき事項を述べる。

二 内地歸還は新任務への第一歩

今や諸士は任を終へて内地へ歸還することゝなつたが、之は事變が全く終了して全軍目出度凱旋するのとは異り、出動部隊の交代整理の爲一部の歸還と召集の解除とを見る譯なのであるから、この間の事情を誤つて苟も凱旋氣分に浸り、任務の終了に安んじて其の態度を誤るが如きことが

あつてはならない。

全國民はこの難局に當る爲に非常の覺悟を以て、或は國民精神の總動員に或は銃後の後援に舉國一致の熱誠を以て、所謂國家總動員の態勢を以て奮闘しつつあるのである。

従つて諸士は内地歸還と共に事變關係の任務より解放せられるのではなく、内地大陸の第一歩から國家總力戦の一員として新たなる任務に就くことになるのである。

而も其の任務は戰場第一戦に在つた時の如く單純明確なものではなく、極めて複雑微妙な關係に於て愈々其の重大性を増してゐるといふことを知らねばならない。

嘗て滿洲事變の當時、多門師團が内地に歸還した際に、沿道の人々は熱狂的の歡呼を以て之を迎へたのであつたが、部隊の將兵は唯黙々として極めて謹嚴な態度を持しつゝ之に答へたので、一種の嚴肅な感激を與へたことがあつた。之は師團長の訓示に従つて、全將兵が「我々は今凱旋するのではなく、一時休養の爲に歸還するのである。國民の歡迎はもとより有難いことではあるが、我々は之に對し心からの感謝をしつゝも、猶戰場にあつて活躍を續てゐるもの、或は名譽の戦死や戦傷をしたものゝ上を思ふて徒らに歡迎に酔ひ有頂天になるやうなことがあつてはならな

「」といふ心持を深く抱いてゐたからである。
今諸士の歸還に方り敢て沈黙の凱旋を勧める譯ではないが、このやうな氣持も亦含んで置くべきであらう。

三 第一線と銃後との連鎖たる使命

諸士は將來除隊して郷里に歸つたならば、單なる國民の一員となるのではなく、第一線部隊と銃後の國民との連絡者として活躍する重要な地位に立つのである。
何となれば諸士は戦場に於て尊い體驗を得、又第一線の事情には精通して居るので、銃後の國民に對しては貴重なる指導者である。
諸士に對する郷黨の尊敬と關心の念とは極めて深いものがあるだけに、その周圍には何千何萬といふ多くの人々の眼と心とが注がれてゐるのである。
諸士の土産話は銃後の人々がどんなに大きな興味と感激とを以て之を聴かんとして待つてゐる

ことであらうか。又中には諸士の體驗談を新聞雜誌其他によつて更に廣く發表紹介しようとするものもあるであらう。

それだけ諸士の一言一行といふものは、銃後の人々に非常な衝動を與へ、之が延いては國民全體に大きな影響を及ぼすに至るのである。

此の國民に對する影響は、延いては銃後の後援に反映して、現に猶戦地に留つて活躍してゐる戦友達の士氣を左右するに至ることもあるのである。

四 一言一行に心せよ

諸士は戦場に於て銃後の熱誠な後援といふものが如何に力強く有り難いものであるかといふことを痛切に感じてゐることであらう。之を思つたならば、銃後の人々に對してはその知らんと欲する戦地の情況や、戦友の勇戦ぶり、或は自らの尊き體驗談等を細大となく懇切に聞かすべきは當然であるが、それには苟も銃後の後援を弛緩せしめたり或は萎微せしめるやうな言動を充分

輝く歸還兵の爲に

に慎まねばならぬ。

殊に歸還早々で気分が昂り、歡迎や歡待を受ける場合などになると不知不識の間に謙讓のたしなみを忘れて自己の功績を得々として語り、或は戦況特にその勞苦や惨烈の状況等を誇大に吹聴して、國民の戦争に對する恐怖心を深からしめたり、或は战友や上官を誹謗して皇軍の名譽を傷けたり、或は軍に對して誤解を抱かしたり、又時とすると軍事上の機秘密を漏洩する等の過失を犯すやうなことがないとも限らないのである。

従來傷病兵其他戦地から歸つたものが不用意の中に語つた言葉の中には、此種の過失を犯してゐるものが往々ないでもなかつたし、又中には民間のもので故意に戦場の面白からぬ風説等を流布して何等かの爲にせんとするものもないではない様である。之等の中には支那側の逆宣傳が誤り傳へられてゐるものもあれば、或は共產主義者が、軍民離間や内部的擾亂を企圖して故らに捏造流布してゐると思はれるものもあるのである。

これ等のことが流言蜚語の種となつて、思はぬ悪影響を及ぼし、取締の處分を受けたり、又殊に部隊の名稱や兵力或はその配置等で外部に發表を禁止せられてゐることをうっかり話すと、軍

機保護法に觸れて處罰せられることもあるのである。

従つて諸士が戦場で他から聞いたことは、實際に見たこととは自ら區別して考へたり話したりしなければならず、又話して差支あるかないかといふことに就ては控目にするか、或は先鞭に質して見る等の注意が必要である。

諸士が戦場で得た體驗は極めて尊いものであるが、個人の狭い觀察や經驗は實際の真相と異なる場合もあれば、又局部的の事情や状況は必ずしも全般の情勢と一致するものではないのであるから、輕々しく全般的の判斷を下したり、或は故らに誇張したり捏造した言葉を用ゆることは絶対に之を避けなければならぬ。

縦令事實を事實として語る場合に於てもそれが銃後の國民や對外關係に及ぼす影響等を考へたならば、そこには語ることの出来ない限界といふものもあり得るのである。

諸士は單なる個人ではなく、帝國の在郷軍人として、殊には名譽ある歴戦の勇士として、第一線と銃後との連鎖たる役割を有し、銃後國民の士氣と熱意とを強化して戦地と銃後との一層緊密なる連鎖を助長すべき重大なる責任を有するのであるから、苟もその言動を誤るやうなことが

あつてはならない。

五 國民指導の中心となれ

事變は前述の如く愈々長期戦に入り、時局は益々重大化するに至つた今日、苟くも緊張したる國民精神に弛緩を生じ、その團結も銃後の後援も相次で萎微するが如きことがあつたならば、長期持久戦の構へは茲に忽ち崩壞の危機に瀕するのである。

此際國民精神を愈々振起し、克く軍民が相携へて如何なる艱難に遭遇しても堅忍持久終始渝らざる意氣と態度とを以て、時局解決の最終の目標に向つて一致邁進せねばならない。

此の時に當り諸士はその重大なる責任を自覺し、一言一行も忽にすることなく、進んで戦場の尊き體驗と特種の地位とを有利に活用して、國民一般を啓發指導し、眞に舉國一致聖戦の目的を貫徹するに至らしめるやう努力せねばならぬ。之が實に名譽の戦死傷者や又今猶戰場に在つて奮闘を續けてゐる戦友への友情であり、又以て國家總力戦の一員として奉公の誠を致す所以でもある。

ある。

六一 一令の下再び起つゝの覺悟

之を思へば諸士は今日目出度く家郷に歸ると雖も、安んじて休憩するといふ譯には行かないのであつて、速かに各自の本業に就き、以て良兵は即ち良民たるの實を擧げることが必要である。

又歸郷の上は何を措いても先づ氏神に或は祖先の墓に參詣して御禮の報告をなし、次で出征中留守許に多大の世話を受けた人々に御禮廻りをしたり、或は近くの戦友の遺家族を訪ねて慰問することなども忘れてはならぬ心懸である。尙又従來在郷軍人會に入會して居らなかつた者は此の際必ず入會して銃後の固めに盡すことを希望して已まない。

諸士が生死の間に立つて味つた崇高な氣分と感激とは、平時に於ては容易に得られぬ尊いものであるから、之を永久に忘れることなく、事に臨んで自らを勵まし又は戒める種となし、以て常に其の身を正しく律して行くことが個人の爲にも國家の爲にも最も願はしきことである。

思ふに人生は不斷の戦ひであり、殊に帝國臣民は皆天業恢弘を翼賛し奉る聖戦途上に國民皆兵の精神に立つて、義勇奉公の誠を效すべき使命を有するのであるから、時の平戦を問はず、又戦の庭に立つも立たぬも、其の責務に輕重のあるべき筈がなく、終始一貫其の本分を盡す所に眞の生き甲斐があるのである。

況して國際間の形勢は何時變態を生じ、事變は如何なる方向に發展して再び諸士の出陣を必要とする時が来るやも測り難いのであるから、諸士は是非とも名譽ある歴戦の勇士として、克くその武勳と品性とを保持し、而も常に健康に留意して鍛錬を怠ることなく、必要ある時は一令の下に再び起つて勇躍征戦に越くの覺悟を片時も忘れてはならない。

附 錄

國 家 總 動 員 法

附錄

國家總動員法

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル國家總動員法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名御璽

昭和十三年三月三十一日

國家總動員法

商工大臣	農林大臣	大藏大臣	逓信大臣	陸軍大臣	司法大臣	海軍大臣	外務大臣	内閣總理大臣
------	------	------	------	------	------	------	------	--------

伯爵

公爵

吉野	有馬	賀屋	永井	杉山	鹽野	米内	廣田	近衛
信	頼	興	柳	山	野	内	田	備
次	寧	宜	郎	元	彦	政	弘	文
								鷹

二七一

IMT 506

279

國家總動員法

二七二

鐵道大臣	中島知久平
拓務大臣	大谷 尊 由
文部大臣	侯爵
厚生大臣	木 戸 幸 一
內務大臣	末 次 信 正

法律第五十五號

國家總動員法

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ國防目的達成ノ爲ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル標人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信局物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力

- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸送、輸入又ハ保管ニ關スル業務
- 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
- 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
- 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
- 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
- 六 國家總動員上必要ナル試験研究ニ關スル業務
- 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
- 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

國家總動員法

二七三

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇人若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、運渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコト得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社、其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設

備ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下グルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種又ハ異種ノ事業ノ事業主ニ對シ當該事業ノ統制ヲ目的トスル組合ノ設立ヲ命ズルヲ得

前項ノ組合ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ組合成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規定ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、貨賃料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ

付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試験研究機關ノ管理者ニ對シ試験研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者

ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規程ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規程ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規程ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規程ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規程ニ依ル拂下ノ價格ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規程ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收

スルコトヲ得

若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

四 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

五 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用若ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

六 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

- 五 第二十六條ノ規程ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者
- 第三十五條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
- 第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者
 - 二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第二十二條ノ規定ニ命令ニ違反シタル者
 - 二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者
 - 三 第二十五條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者
- 第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ組合ノ設立ヲ爲サザル者
 - 二 第三十條ノ規定ニ依リ命令又ハ處分ニ違反シタル者
 - 三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ設立シタル組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者が本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者が本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク

國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス
軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者が本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者が本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲國家總動員審議會ヲ置ク

國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス

本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス
軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

昭和十三年十一月十八日第一刷印刷
昭和十三年十一月廿二日第一刷發行

一路聖戰

定價 金八拾錢

發行所

軍事思想普及會

事務所 東京市日本橋區吳服橋春秋ビル
電話日本橋六七一七七番
振替東京六七一七七番
取扱店(東京)栗田・(大阪)大阪賣文館

著者

陸軍省情報部

發行所

軍事思想普及會

代表者 住喜代志

印刷者

東京市牛込區市谷加賀町一ノ十二
稻垣武雄

印刷所

大日本印刷株式會社

IMT 506

292

Shun-ju buil
Gofuku-bashi
Nihonbashi-ku

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2752

5 Dec 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Volume I of Military Series Pamphlets, "Forging Ahead with the Holy War" -- Edited by the Information Bureau, War Ministry

Date: 15 Nov 38 Original Copy Language: Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Japanese War Ministry

PERSONS IMPLICATED: ITAGAKI, Swishiro (Insofar as War Minister at time)

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Preparing Public Opinion for War

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

The material for this book was collected by the Military Ideas Diffusion Association for the purpose of implanting military ideology in the minds of the masses of the Japanese people. Reasons for the national defence of Japan is outlined and appeals made to Japanese patriotism with emphasis on national defense against "thought warfare" of other nations, etc. The General Mobilization Act of Japan is explained and defended from the standpoint of control of materials and readiness of other nations for war. The masses are urged to mobilize national spirit to aid troops for total warfare of nation.

Analyst: E.T.GARDEN

Doc. No. 2752

2752

TATSUO IWATA

S. A. NO. 10094	FORGING AHEAD WITH THE HOLY WAR
Sack No. 1	
Item NO. 126	MILITARY SERIES Vol. 1

Forging ahead with the Holy War

(ICHI-RO SEI-SEN)

Appendix : General Mobilization Act of the Nation

Edited by the Information Bureau, War Ministry

The poster of a soldier

"Don't crow too much over your enemy"

War Ministry

Preface

Nov. 15, 1938

So-called "the pamphlets of the Press Section" which was issued

2

by the Press Section, the predecessor of the present Information

Bureau of War Ministry, and was distributed over relative

quarters for past several years, have come to certain amount

of their kinds and circulations. Especially in the recent

issue of some pamphlets there are not a few editions should

be read by the masses widely as the books which must

be read by all nations. However the circulation of

these pamphlets was limited by the expenses or other connection

So it was hardly that these pamphlets were spreaded widely

for the general masses because of the editor could not meet

the demands of the intellectuals or of difficulty to under-

stand without WANA.

3.

The Military Ideas Diffusion Association, by permission of the authorities, collected several pamphlets of them which would be of use to implant the national ideology and the knowledge of national defence, most needful ideas for the general masses, in their minds and issued as the Military Series Vol. 1, namely so-called the national reader. By the way this book is edited in the simple sentence with KANA as a popular edition. If our aim will realize the expected purpose, we are very glad of it.

Contents

The significance of HANKOW and KUANG-TUNG Operation pp. 1

— Army Ministry,
Chief of the Information Bureau,
4 Cal. SATO, Kenryo.

The principle of national defence and the advocacy

to strengthen it.

pp. 17

I Reexamination of the national defensive idea. pp. 19

II Elements which construct the national defensive power

1. Human element

pp. 30

2. Natural element

pp. 34

3. Mixed element

pp. 36

III International situation at present and our national

defence.

pp. 42

IV Advocacy to strengthen the national policy concern-

ing the national defence.

pp. 50

1. Organization of the national defence

pp. 59

2. The national defence and domestic problem. pp. 51

3. The national defence and the idea. pp. 54

4. The national defence and the arms. pp. 58

5. The national defence and the economy. pp. 61

V Resolution of the nation pp. 66

The thought warfare pp. 67

I The character of modern national defensive war

and the thought warfare. pp. 69

II The thought warfare appeared in the world

war. pp. 71

III Means of the thought warfare in the Great

war. pp. 73

7

2. Scale of the 'general mobilization of nation and its constitution.

pp. 95

I. Our country's national defensive situation and the general mobilization of nation.

pp. 95

II. The constitution of the general mobilization of nation.

pp. 97

i. Introduction

pp. 97

ii. Mobilization of spirit.

pp. 98

iii. Mobilization of materials.

pp. 99

iv. Mobilization of human.

pp. 100

v. Mobilization of finance.

pp. 101

vi. Mobilization of communication.

pp. 102

8.

Vii Mobilization of science. pp. 103

Viii Information, propoganda and defence. pp. 104

ix Conclusion pp. 104

3. Necessity of the General Mobilization Act of Nation and its legislative form. pp. 105

I Connection between the preparation to plan the general mobilization and the law. pp. 105

II Concerning the legislative form of this Act. pp. 100

4. Contents of the General Mobilization Act of Nation and its application pp. 113

I. Outline of the contents of this Act. pp. 113

II. General remarks of the articles provided in this

9.

Act.

pp. 116

i. Defined terms.

pp. 116

ii. The provisions which are able to put in action
in the war time.

pp. 118

a. The term concerning the mobilization of
human.

pp. 118

b. The term concerning the mobilization of
materials.

pp. 121

c. The term concerning the mobilization of
capital.

pp. 122

d. The term concerning the mobilization of
institution.

pp. 124

10.

e. The term concerning the organization of
enterprise.

pp. 126

f. The term concerning the control of
prices.

pp. 127

g. The term concerning the control of a
part of discussion.

pp. 128

iii The provisions which are able to put in
action through war and peace times.

pp. 128

a. The term concerning the registration of
nation

pp. 128

b. The terms concerning the training of
technician.

pp. 129

11.

c. The term concerning the reserve of
materials. PP. 130

d. The term concerning settlement and
training of the work plan. PP. 130

e. The term concerning the trial researchs.
PP. 131

f. The term concerning the promotion of
work. PP. 132

iv The provisions concerning the compensation.
PP. 133

v The provisions concerning the report and the
inspection. PP. 135

vi The provisions concerning penal regulations.
PP. 136

vii The provisions concerning the Deliberation

Association of the General Mobilization of
Nation.

pp. 138

III The problems to put this Act in action pp. 139

i Concerning application of each terms of

the Act.

pp. 139

ii The time when put the war time pro-

visions in action.

pp. 140

iii Concerning realization and question of

the Act.

pp. 140

iv Area to realize the Act.

pp. 141

v Area to apply the Act.

pp. 141

vi The Act and the relative acts.

pp. 141

Vii Concerning the organizations to put the

Act in action.

pp. 142

5. Settlement of the General Mobilization Act of Nation

and completion of the situation of general mobilization.

I Introduction.

pp. 145

II Construction of the organization to apply the

control.

pp. 146

III Improvement of the administrative organization.

pp. 148

IV Arrangement of the acts.

pp. 150

V Concerning mobilization of materials which is

taken place now.

pp. 150

VI Expansion of the productivity.

pp. 153

VII Concerning encouragement of cooperative

spirit.

pp. 154

6. Preparedness of the nation for the general mobilization

of nation.

pp. 158

Concerning the true aim of the control of materials. pp. 161

Introduction

pp. 163

1. War and the control of materials.

pp. 165

I Necessity of control

pp. 165

II Controlled condition of materials in German on

the Great War of Europe

pp. 166

i Control of materials for the munitions of war.

pp. 166

ii Control of foods

pp. 166

iii Control of clothes. pp. 167

iv Utilization of substitute and waste material. pp. 168

III Controlled condition in other countries pp. 170

2. Status quo of material control in our country. pp. 171

I Plan for material mobilization. pp. 172

II Legal basis of material control. pp. 173

III Prescription of consumption. pp. 174

IV Control of distribution. pp. 175

3. Strengthening of the control to make a rapid progress of national power. pp. 176

I. The material control is not cause any obstacle to the present operation. pp. 176

II Change into the wartime attitude. pp. 177

III Control of consumption has not so much
influence on general masses. pp. 178

IV Our economic fighting power is rising now. pp. 181

Conclusion pp. 182

Readiness of nations for the protracted war. pp. 185

I Introduction pp. 187

II Recall of the period of Russo-Japanese War. pp. 191

III Recognition of the situation pp. 196

IV Meaning of the protracted war and its character pp. 199

V Aims of the protracted war and its counterplan pp. 203

VI Urgent business to full up the military preparation pp. 209

Translated in
full.

VII From the general mobilization of national spirit to
the general mobilization of nation and the total war-
fare of nation pp. 213

VIII Give your mind to your duties with the mind of
soldiers in the front. pp. 215

IX Support of the rear for the front. pp. 218

X Conclusion pp. 221

China Incident and the rear. pp. 223

I Introduction pp. 225

II The rear at the Russo-Japanese War pp. 228

III The rear at the Manchurian Incident pp. 234

IV The China Incident and the rear pp. 239

V Conclusion

pp. 254

For the heroic returned soldiers

pp. 257

I Forwards

pp. 259

II Returning is a first step for the new duty

pp. 260

III Mission as a chain to join the front and the

rear.

pp. 262

IV Be careful about a word and an act of you

pp. 263

V Become the leadership of nations

pp. 266

VI Make ready to get again the military service

pp. 267

Appendix : The General Mobilization Act of Nation

pp. 269

(Page 20 - half of 21)

The meaning of national defense :-

Before the World War I, national defense was mainly concentrated on military preparation and it had a very narrow meaning by having armed warfare as its object. Consequently the war was a matter to be taken up almost only by the military authorities and the part which the people was to take is merely to give small support at the home front.

However, with the surprising development of art and science and the complicated tendency of the international relations, the scope of war has been inevitably enlarged and the armed warfare has to be fought not by itself, but in parallel with diplomatic, economical or thought war.

Therefore, it is most vital for war to control the above factors for the purpose of war, even from peace time and prepare for a system to direct war.

After the World War I, the idea of national mobilization based on the so-called armed warfare was widely advocated and by this the people and the armed forces come to participate in the armed warfare by combining into one.

(Pages 30 - 42).

②

FACTORS FORMING NATIONAL DEFENSE POWER

No. 1. Man-Power Factor:

There is no necessity to state the close connection of spiritual power with physical power of man-power factor.

The fundamental rule that "Victory would be granted only to those who are just and who wish to win" is applicable to armed forces but it can be applied to competition between nations.

If so, how the above factor can be cultivated. It is by the following:-

- ① To maintain firm belief ⁱⁿ ~~toward~~ the ideal of constructing the nation and the mission of the Imperial nation.

To cultivate the spirit to approximate complete seizing and realization of awakening the grave responsibility of the individual under the present situation of the nation which is to give restoring light on one hand and on the other to exclude the mistaken human outlook, national views and the present suffering of the world based on philosophy, religion and arts.

② To cultivate the spirit of self-destruction for the development and welfare of the state by thorough mastering the spirit of devotion and service to the nation.

To unify the people to the spirit of national unity by eradicating ^{ideas of} internationalism, individualism and liberalism.

We have to take note that the powers are endeavouring their utmost to popularize and spread the above non-nationalistic ideas or to plan the renovation of the state; to plan the separation of military people from the general mass, etc. Thus they use the above means to ^{make us} abandon the fighting intentions and obtain their final victory.

① Consequently for the purpose of national defense, with the reformation of national system, the control of spirit of the people, that is, the preparation of thought warfare system is the vital policy which cannot be allowed a minute's delay from the national defense viewpoint.

③ Necessity of physical improvement of the people ^{families of}

④ Necessity of giving security of living to the people who go to war with the spirit of self-sacrifice for the welfare of the state.

No. 2. Problem of Population & Race:

(4)

Besides spiritual factor under the heading of human-power factor, comes the question of population and race.

The man-power of JAPAN is almost equal to that of U.S. or SOVIET, so she is very favorable in regard to man-power factor. As regards the racial problem too, JAPAN is very much favored because of more pure racial formation in comparison to that of GERMANY, SOVIET or U.S.

Therefore under this subject, it is most appropriate to pay regard to the following:-

- (a) Must study fully, the psychology of each race and try not to make any blunder in administering them.
- (b) Must plan to strengthen the national consciousness by making them master the spirit of imperial way (Kodo-ha) thoroughly ^{thought}.
- (c) Should adopt measures to make people not to be taken advantages by enemy's racial disunion scheme.

✓
2

No. 3. Natural factors:-

- ① Territory
- 2 Resources.

No. 4 Mixed factors :-

- ① Economy
- ② Art & Science.
- ③ Armed power.

(Page 41 - half of 42)

④ Communication, information & propaganda:-

Whether it be armed war or thought war, the communication is a very important factor. And it is especially so in propaganda warfare, because it brings about a great effect on the result of the war.

Thought or propaganda warfare is a type of war to destroy the enemy and nation without using weapon and without shedding any blood.

The important factors which should belong to propaganda are press, magazines, communication, pamphlets, literal lectures and information organs, radio, movies and other amusements; exhibition, etc. It is very essential from peace time to enforce national control of these organs so as to make perfect the counter measures for thought war which are developing even from peace time.

x x x . x x

①

Nature of General Mobilization. (Summary) (Pages 97-104)

① Preface:

④ So-called national general mobilization is to control and operate human and material resources for the purpose of accomplishing the national defense work in time of emergency.

② Spiritual mobilization:

⑤ The source of national fighting power after all is men and spiritual power of men. Therefore spiritual mobilization is the most important among other mobilizations. For which it is necessary to control and operate educational organs and such organizations which deal in propaganda in one direction for winning victory.

③ Mobilization of materials: Government control of prices, production etc.

④ Mobilization of man-power:

⑤ Mobilization of finance:

⑥ Mobilization of communication:

⑦ Mobilization of science:

⑧ Information, propaganda, defense:

⑨ Conclusion:

The above are the main factors of the national

(8)

general mobilization and for executing such mobilization, it is necessary to put the whole functions of the state into effective operation for accomplishing their object. But their scope is exceedingly comprehensive and divergent and above that the various functions are in extreme complicated and delicate relationship, so it is essential to adopt unitary control and operation of these functions by basing on the defense policy.

For the above, the present administrative organs and ^{many} other civilian workers and organizations which are connected with various mobilizations and their substances have to be expanded to such an extent that their object could be attained and at the same time, the above workers and organizations must be granted some kind of a system to be in position with enormous possibility of control and operation.

x x x x x

The rest of the book deals with the explanations on the National General Mobilization Law and the chief headings of which are as follows:—

- ① Inevitability of National General Mobilization Law and its legislative form. (Pages 105—112)
- ② The substance of National General Mobilization Law and its operation. (Page 113—143)

The sub-headings are as below:—

1. The Summary of substance of the said Law

2. Introduction of matters concerning provisions of this Law ⁽¹⁾

① Matters defined

② Provisions which could be put into action in case of
WH:-

a) Matter concerning mobilization of man-power.

b) " " " " of material.

c) " " " " funds

d) " " " " plants.

e) " " " system of enterprises

f) " " " control of prices

g) " " " partial control of speeches.

③ Provisions which could be put into action in peace
time :-

a) Matter concerning registration of people.

b) " " " training of technicians.

c) " " " custody of materials.

d) " " " establishment of project for
enterprises

e) " " " research and investigation.

f) " " " subsidy for enterprises

④ Provisions concerning compensation

⑤ Provisions concerning report and inspection by trespassing

⑥ Provisions concerning penal regulations

⑦ Provisions concerning investigated committee of
National general mobilization.

3. Various operational questions of this Law

1. War and control of materials (pages 165-170)
2. Present condition of control of materials in JAPAN
(Pages 171-175)
3. Strengthening of control for the purpose of making
rapid progress in national power (pages 176-182)

Supplement:

National General Mobilization Law in Japan

(English version of the above appears
in Japan Year Book 1940-1941) ✓